

AWS 規格

バージョン 3.0 ガイダンス

2026 年 5 月

ALLIANCE FOR WATER STEWARDSHIP

a4ws.org

目次

概要 4

ステップ 1:情報の収集と理解 5

1.1 ウォーター・スチュワードシップの目的に合わせて、サイトの境界を定義し、流域を特定するための情報を収集する 5

1.2 ステークホルダーを特定し、参画させ、水関連の利害と課題を特定する 9

1.3 サイトの水関連データを収集／理解する：水資源ガバナンス、水収支、水利用効率、水質、淡水生態系と生物多様性、水／衛生設備／衛生習慣（WASH）、水関連コストと価値創出 12

1.4 流域（1.1.2）に関する既存の水関連データを収集・理解する（水資源ガバナンス、水収支、水質、淡水生態系、生物多様性、水関連の気候傾向、インフラおよび水・衛生設備・衛生習慣（WASH）に関するデータを含む） 22

1.5 流域とバリューチェーンにおけるサイトの水関連のインパクトと依存を理解する 34

1.6 サイトが直面する水リスク、流域の共有する水課題、およびそれらの解決機会を把握する 38

ステップ 2：コミットメントと計画 43

2.1 ウォーター・スチュワードシップ戦略を策定し、サイトの最高責任者、または本社の適任者を任命して、ウォーター・スチュワードシップのコミットメントを署名・開示する 43

2.2 水関連の法令遵守を達成・維持するための管理体系を構築・文書化する 45

2.3 流域における負のインパクトを最小化し、サイトの水リスクと共有する水課題に対応するため、AWS 規格の 5 つのアウトカム領域についてそれぞれのターゲットを定める。ウォーター・スチュワードシップ計画は年 1 回見直し／更新する。 46

2.4 水リスクに対するサイトの即応性と回復力を実証する 54

目次

ステップ 3： 実施 57

3.1 水関連の法令を遵守し、流域における水の社会的価値、文化的価値、およびレクリエーション上の価値を尊重できる管理体系を定め、実施する 57

3.2 サイトのウォーター・スチュワードシップ計画を実施し、良好な水資源ガバナンスのターゲットを達成する 59

3.3 サイトのウォーター・スチュワードシップ計画を実施して、持続可能な水収支のターゲットを達成する 61

3.4 サイトのウォーター・スチュワードシップ計画を実施して、良好な水質に関するターゲットを達成する 65

3.5 ウォーター・スチュワードシップ計画を実施して、健全な淡水生態系と生物多様性のターゲットを達成する 68

3.6 ウォーター・スチュワードシップ計画を実施して、安全な飲料水、効果的な衛生設備および健康を守る衛生習慣（WASH）のターゲットを達成する 71

3.7 ウォーター・スチュワードシップ計画による協働活動を実施する 75

ステップ 4： 評価 80

4.1 ウォーター・スチュワードシップ計画におけるサイトのパフォーマンスを評価し、同計画のアウトカム達成に向けての貢献を実証する 80

4.2 水関連のインシデントの発生状況とインパクトを評価し、サイトのインシデント対応計画と気候変動適応計画の有効性を評価する 83

4.3 ウォーター・スチュワードシップ計画について、継続的改善のため、評価プロセスで得られた知見を反映させるべく同計画を更新する 85

ステップ 5： コミュニケーションと開示 87

5.1 サイトのウォーター・スチュワードシップ計画をすべてのステークホルダーにコミュニケーション（通知）する 87

5.2 ウォーター・スチュワードシップ計画の実施状況の年次要約（ターゲット達成状況と共有する水課題への対応を含む）をコミュニケーション（通知）／開示する 89

5.3 ウォーター・スチュワードシップに関して、関係するすべてのステークホルダーとの間でオープンで透明性の高いコミュニケーションを維持する 91

概要

本文書は国際ウォーター・スチュワードシップ規格バージョン 3.0（AWS 規格バージョン 3.0）のガイダンス文書である。本文書の目的は、(1) 本規格の実施者が本規格の実施方法を理解する手助けとなること、および(2) 審査員が本規格について一貫性のある厳密な解釈ができるようにすることの 2 点である。

本文書は、AWS 規格バージョン 3.0 のステップ、基準および要求事項を中心に構成されている。要求事項に関する一般的な指針が、次のような項目ごとに統一されたフォーマットで示されている。

要求事項の目的：要求事項の背景要因と目的に関する説明
要求事項の実施方法：要求事項の実施方法に関する実際的な助言
検証手段：要求事項への適合性を実証するために必要となる情報や記録の例
外部参照情報：要求事項に関連する専門知識を掲載した参考資料
例とテンプレート：実施プロセスの詳細な説明と、特定の要求事項に対応するために必要に応じて使用できるテンプレート

本文書は AWS 規格バージョン 3.0 を補足するものであり、AWS 認証要求事項と併せて認証取得のために使用するものである。従って本文書は単独で使用することを意図するものではない。また、本文書は特定の問題や分野に関する教科書または手引書ではない。本文書には内容について詳細な記載が含まれないため、実施者は特定の原則または主題を学習または習得するために本文書に依拠すべきではない。本規格の利用者は、特定分野の専門知識を得る場合、専門書や専門家からのサポートを利用することができる。

本文書は AWS 規格バージョン 3.0 に基づいて AWS 事務局と AWS 技術委員会が作成したものである。本文書は最新のパフォーマンス、フィードバック、ベストプラクティスなどを反映するため、定期的に更新および改訂される。

ステップ 1:情報の収集と理解

1.1 ウォーター・スチュワードシップの目的に合わせて、サイトの境界を定義し、流域を特定するための情報を収集する

1.1.1 サイトを*地図化*し、地図には下記の情報を含むこと：

- **サイトの境界線**
- **サイト内のすべての水源と取水地点**
- **水を使用する区域と設備**
- **井戸、配管ネットワーク、水処理／リサイクル／貯留設備など、サイトまたはその親組織が所有または管理する水関連のインフラ**
- **サイト内の廃水と雨水の排出地点**
- **潜在する水質汚染源**

目的

本要求事項の目的はウォーター・スチュワードシップのためのサイトマップを作成することである。サイトの地図はデータの収集、リスクの特定およびサイトの改善活動に必須であり、さらに、認証・監査プロセスにも必須の情報となる。

実施方法

サイトは、以下に示すすべての要素をカバーできるように地図を作成または修正すべきである。地図はデジタル形式とすべきである。地図上に示す各特性項目は、外部の者でもその位置、尺度および物理的特性を特定できるほどに高い質であることが望ましい。地図にはタイトル、縮尺、凡例および方位情報の他、名称と境界の情報も明示すべきである。地図に時間の経過とともに生じる変化を特定できるよう、更新日を記すべきである。地図には下記の情報を含めるべきである：

サイトの境界線：組織が事業の実施場所として所有または賃借している土地の物理的境界。通常、土地は隣接して存在する連続する場所であるが、近くに位置する飛び地である場合もある。
水源と取水地点：地表水の取水口、地下水のボーリング孔／井戸、自治体または第三者の給水設備への接続箇所、および、利用可能なすべての代替水源と緊急水源を含む。
水を使用する区域と設備：生産設備、加工場所、冷却システム、洗浄及び衛生区域、実験設備、公共事業、家庭及び衛生設備、および、灌漑・土地改良区域を含む。
水関連インフラ：サイトまたはその親組織が所有または管理する井戸、ポンプ設備、配管ネットワーク、および、水処理／リサイクル／貯留設備を含む。
サイト内の廃水と雨水の排出地点：処理済水または未処理水を環境中に直接排出するか、または、下水管を介して廃水処理設備に排出するポイント、および、異常時の緊急放出またはオーバーフロー排出ポイントを含む。
潜在する水質汚染源：廃棄規則の適用を受ける化学物質、燃料、肥料、有害廃棄物またはその他の重大汚染物質が使用、輸送または貯蔵される場所を含むこと。

検証手段

最新のサイトマップ

1.1.2　ウォーター・スチュワードシップのため、地表水の流域を*特定*し、*地図化*すること。該当する場合は地下水の流域も含めること。流域の地図には下記の情報を含むこと：

サイトの所在地の情報給水外部委託業者（該当する場合）と水源の所在地の情報
廃水外部委託業者（該当する場合）と受水域の所在地の情報
流域の規模は HydroBASINS のレベル 6～10 相当とする。

目的

AWS 規格の適用を受けるのは操業に関わるサイトと流域である。サイトの流域を特定することは、ステークホルダーの特定と参画、流域データの収集、リスク／機会／共有する水課題の特定、ウォーター・スチュワードシップ計画の策定と実施など、本規格を実施する上での様々な側面の基礎情報として極めて重要である。したがって、ここでの目的は、サイトが AWS 規格を適用するにあたって流域を特定することである。

実施方法

流域とは水が取水される場所であり、水が流れる場所であり、そして、排出される場所（１以上のポイント）である。流域には地表水流域と地下水流域の両方が含まれる。地表水流域は、より大きな河川または海につながる支流など、単一の河口に集まる支流の降水地域によって定義される。地下水流域は帯水層の地質構造と地下水の流路によって定義される。地下水流域への還元（補充）は地表からの浸透による。地下水流域は面的広がりに加えて厚さ（数m～数百m）がある。地域の状態に応じて、地表水流域と地下水流域は物理的に分離される場合と相互に接続される場合とがある。流域は河川流域とも言う。

最適な規模を選ぶ

ウォーター・スチュワードシップの管理を効果的に行うためには、流域の規模と水利用の規模が合っている必要がある。流域が小さすぎると、重要なステークホルダーやリスクを見落とす恐れがある。逆に、流域が大きすぎると、管理努力や資源を要所に配分できなくなる恐れがある。

定義にもよるが、流域の規模は数 km^2 から数千 km^2 に及ぶ。例えば、アマゾン川流域は約 700 万 km^2 に及び、8 ヶ国にまたがって分布している。そこで、サイトは水利用の規模に応じて流域を限定して定義すべきである。これは大きな流域を分割して小流域を定義するということである。流域と同様、小流域も河川の流れなどの自然にできる水系に基づいて定義する。

一般に、流域の規模を決める時は、サイトを包含する位置であって、かつ、サイトの給水外部委託業者（該当する場合）と水源、および、廃水外部委託業者（該当する場合）と受水域を包含する位置に最小規模の流域を定義すべきである。場合によっては、特に供給水源が遠方の場合や廃水処理設備のまでの配管が長距離の場合などは、複数箇所の地表水流域を定義することができる。

サイトの水供給サービスが自治体などの第三者によって提供される場合、遠方の流域から使用ポイントまで何 km にもおよぶ配管で供給される場合がある。同様のケースは、廃水を遠方の処理設備まで送る場合にも起こりうる。このような場合の主要なステークホルダーは給水事業者と廃水事業者である。組織は、これらの事業者が水リスクをどのように管理し、軽減するかを理解すべきである。

HydroBASINS

HydroBASINS は小流域を特定するための有用な資料である。HydroBASINS は世界中の流域と小流域の境界位置を示している。流域のレベルは「非常に小さい」（レベル 12）から「非常に大きい」（レベル 1）までの 12 段階に分けられている。HydroBASINS は小流域を固有名詞ではなく Pfafstetter コードで示している。本コードは流域のトポロジーと上流／下流の関係を符号化した階層コードシステムである。本コードを使用してネットワーク内の河川の接続関係を簡単に理解することができる。なお、HydroBASINS は地表水のみを扱っており、地下水流域は対象外である。本要求事項を適用する場合、地表水流域の規模は HydroBASINS のレベル 6〜10 の範囲とすべきである。これまで経験から、このレベルの規模であれば AWS 規格の適用範囲内と考えられる。

地下水流域

地下水に依存するか、または、地下水にインパクトを与えるサイトの場合、地下水流域も特定すべきである。そのために、先ず、取水源が浅い地下水面（不圧地下水）なのか、あるいは、不透水層のよりも深い被圧帯水層なのかを明らかにすべきである。地下水が浅層地下水面からのものである場合は、通常では水文学的に地表水流域と接続されていると考えられるため、この場合は地下水面の空間的範囲は地表水流域と同等とみなすことができる。地下水が被圧帯水層からのものである場合は、水文地質学的地図の情報、および、地下水管理ユニット、監督機関、その他の信頼できる機関などからの情報を用いて、当該帯水層の空間的範囲と再充填面積に関する情報を収集すべきである。

地下水が地表水域（川、湿地、泉など）に接続している場合は、この接続性も考慮されるべきである。帯水層の境界がはっきりしない、または、サイトマップが不十分または利用できない場合は、サイトは水源の調査結

果を記録する他、地下水の流れと再充填に関する仮定を明示し、さらに、流域外へのインパクトをどのように考慮しているかを説明すべきである。

流域の名称と境界の確認

世界中の流域を網羅している HydroBASINS などのデータは流域を特定するためのツールとして有益であるが、流域の境界情報については地域の水管理局のニーズに合っていない場合がある。流域の境界については、地域のステークホルダーとの間で理解の齟齬がある場合には協働活動をできなくなることから、統一された境界が定義されていることが重要である。そこで、サイトと地域の水管理局は両者で同じ情報を共有できるように、流域の名称と境界を共同で確認すべきである。境界または名称が異なる場合は、サイトはその不一致を文書に記録した後、新たに境界と名称を定め、ステークホルダーの承認を得ること。適用した HydroBASINS コードは参考のために保持しておく。

サイトは流域の境界を示す地図、流域内のサイト位置を示す地図、給水外部委託業者（該当する場合）と水源の位置を示す地図、および、廃水外部委託業者（該当する場合）と受水域の位置を示すサイトマップを作成すべきである。すなわち、ここでの目的は AWS 規格を適用するにあたり、適切な規模の流域を明確に定義することである。

検証手段

最新の流域マップ

外部参照情報

- HydroSHEDS (2025) ‘HydroBASINS’[1].
- HydroSHEDS (2014) ‘HydroBASINS:Technical Documentation Version 1.c’[2].
- Resource Watch (2013) ‘Watershed and sub-basin boundaries’[3].
- World Resources Institute (2021) ‘Clear Watershed Boundaries Are Essential for Successful Water Stewardship’[4].

1 https://www.hydrosheds.org/page/hydrobasins
2 https://data.hydrosheds.org/file/technical-documentation/HydroBASINS_TechDoc_v1c.pdf
3 https://resourcewatch.org/data/explore/wat068rw0-Watersheds
4 https://www.wri.org/update/clear-watershed-boundaries-essential-water-stewardship

1.2 ステークホルダーを特定し、参画させ、水関連の利害と課題を特定する

1.2.1 サイトの流域（1.1.2）内の水関連のステークホルダーを*特定*すること。ステークホルダーのリストを*作成*すること。これには以下のステークホルダーを含むこととするが、ただしこれに限定されるものではない：

- **自治体、規制当局、および／またはその他の政府機関**
- **水利用者団体**
- **水道事業者**
- **工業と農業の水利用者**
- **地域社会**
- **サイトの就労者、サプライヤー、外部委託業者**
- **先住民と伝統的指導者**
- **脆弱な集団**
- **社会／環境分野の市民社会組織（CSO）**
- **学術機関**

目的

ウォーター・スチュワードシップ管理を効果的に行うためにはステークホルダーの参画が必須の要求事項となる。この場合、ステークホルダーの参画は包摂的で、透明で、そして、状況に応じて適切なものでなければならない。そのため、流域のステークホルダーを体系的に特定し、ステークホルダーの参画を確実なものとしなければならない。本要求事項の目的は、ステークホルダーの有意義な参画を確保できるように、信頼性の高いリスクアセスメントを行えるように、そして、協調的行動をとることができるように、流域のステークホルダーの包摂的なリストを作成することである。

実施方法

1.1.2 で特定されている流域の境界情報を用いて、最初にステークホルダーのマッピングのための練習課題を行い、次に流域内の水関連のステークホルダーのリストまたはデータベースを作成および維持するのがよい。グループや個人がステークホルダーとみなされる理由は様々であるが、典型的には、直接的または間接的に水を使用または管理するか、または、何らかの形態で流域の水の状態に依存する者はステークホルダーである。ステークホルダーのリスト（表形式が理想的）には氏名、区分、所在地、連絡先、および、ステークホルダーとみなす理由を記載すべきである。リストには少なくとも要求事項 1.2.1 に記載のステークホルダーのグループを含めるべきである。

サイトは、ステークホルダーを特定するにあたっては、水源と排出地点の位置と特性、関係法規・制度、および、水利用と流域の状況を十分に理解すべきである。サイトは、水関連の正当な権益を有していながら権限や発言力が制限されているステークホルダー、および、サイトの水利用によって直接的または間接的にインパクトを受ける可能性のあるグループに対して特に注意を払うべきである。上記のいずれかのグループのステークホルダーがリストにない場合は、サイトは、そのステークホルダーがリストに載っていない（特定されていない）理由を書面で述べるべきである。

ステップ 1:情報の収集と理解

検証手段

ステークホルダーのリストまたはデータベース

外部参照情報

- OECD (2017) ‘OECD Due Diligence Guidance for Meaningful Stakeholder Engagement in the Extractive Sector’[5].
- Science Based Targets Network (2024) ‘Stakeholder engagement guidance’[6].

テンプレート

T1.ステークホルダーマッピング

1.2.2 ステークホルダー参画プロセスを通じて、ステークホルダーの水関連の利害関係と課題を*特定*し、*文書化*すること。具体的には下記を行うこと：

該当する場合、1.2.1 に示すすべてのグループのステークホルダーの参画を求める取り組みを実証する。
ステークホルダーの利害関係と影響度のレベルに基づき、ステークホルダーの参画レベルが正当であることを示す。
ステークホルダーの参画を妨げる要因を考慮する。

目的

ステークホルダーの水関連の利害関係と課題を理解し、そして、流域における共有する水課題と協働活動の機会を特定するためには、ステークホルダーの参画が不可欠である。本要求事項の目的はステークホルダーの水関連の利害と課題に対する理解を深めることである。そのために、関係するすべてのグループのステークホルダーを対象とする参画プロセスを実施する。当該参画プロセスは、ステークホルダーの影響力と利害関係に基づいて適切かつ正当なレベルの参画を求めるものでなければならず、かつ、参画への障壁を特定・排除できるものでなければならない。本要求事項は、ステークホルダーとの信頼関係を構築し、そして、水関連の問題についての共通理解を深めるためにも重要である。

実施方法

ステークホルダーを分類する

本要求事項の最初のステップは、どのステークホルダーをどのように参画させるかを決めることである。ステークホルダーの参画レベルを決め、そして、その正当性を後から評価できるようにするため、1.2.1 で特定したステークホルダーを流域の水関連問題に対する利害とインパクトのレベルに応じて分類すべきである。テンプレート 1 はステークホルダーの利害、影響力および参画レベル間の関係を示すマトリックスである。本マトリックスを使用してステークホルダーを分類することにより、各ステークホルダーの参画のレベルと形態を決めることが容易となり、そして、参画レベルの正当性の評価が可能となる。

[5] https://www.oecd.org/en/publications/oecd-due-diligence-guidance-for-meaningful-stakeholder-engagement-in-the-extractivesector_9789264252462-en.html
[6] https://sciencebasedtargetsnetwork.org/companies/take-action/cross-step-guidance/stakeholder-engagement-guidance/

各ステークホルダーについて、そのステークホルダーを選んだ理由、および、その者の参画レベルを文書化すべきである。ステークホルダーによっては、参画後でないとステークホルダーの分類を決められない場合がある。ステークホルダー参画プロセスは、全ステークホルダーを対象にして網羅的に行うのではなく、代表的な性質を備えたステークホルダーを対象にして実施すべきである。1.2.1 に記載の各グループからステークホルダーを選ぶこと。ただし、1.2.1 で特定されているすべてのステークホルダーを参画させなければならないということではない。

目的に合った参画プロセスを設計する

ステークホルダーを選び、その者の参画レベルを決めた後、サイトは参画プロセスの設計作業を行うこと。この場合、最初にサイトのチーム内でステークホルダー参画プロセスの担当者、および、作業内容と作業のスケジュールを決めるのがよい。サイトは、ステークホルダーのタイプと分類に応じて最適な参画プロセスの実施方法（二者会合、ワークショップ／フォーラム、調査、インタビューなど）を具体的に決めること。

流域の水関連の問題に関わる場合、それは政策と制度の範囲内で行われるべきであり、それらと矛盾するものであってはならない。サイトは、個々の問題について、それに対する法的権限者／責任者を明らかにし、そして、それらの者もプロセスに参加させるべきである。例えば、市の水道事業に関わる問題に関係するステークホルダーがいる場合、水道事業者を参加させないと不信を招く恐れがある。別の参画プログラムがすでに存在している場合は、作業の重複を避けることと齟齬の防止のため、そちらのプログラムを利用し、そして、それとの整合を図ることを目指すべきである。

ステークホルダー参画プロセスを設計するにあたっては、言語や識字能力の障壁、パワーバランスの不均衡、時間／コスト／移動の制約、報復の恐怖／不信、デジタルエクスクルージョンなど、参画の妨げとなる要因を考慮すべきである。参画を妨げる要因が見つかった場合は、それを軽減するための対応策を講じるべきである。例えば資料を翻訳する、会議の時期や場所を調整するなどである。一般に、参画の方法は文化的に適切で、そして、ステークホルダーのニーズに合ったものであるべきである。水関連の問題や課題について、それとの関わりを拒むステークホルダーがいる可能性がある。ステークホルダーが参画を望まない場合は、サイトは、例えば参加を促す手紙を送るなど、ステークホルダーの参画を得るための努力を行っていることを実証すべきである。

ステークホルダーに水関連の利害を理解させる

参画プロセスの内容が決まったら、ステークホルダーを参画させて水関連の利害と課題を特定・理解する作業を始めることができる。参画プロセス全体を通じて、サイトは、ステークホルダーの個人的な意見を聞くのではなく、客観性のある見解を理解するように努めるべきである。AWS 規格の 5 つのアウトカムに整合できる参画プロセスを設計すれば、水のセキュリティの主要側面をカバーできる実用的なプロセスを得ることができる。水関連の利害と課題の規模と特性はステークホルダーと地域の状況によって大きく異なる。

実例：

水資源の過剰な取水
飲料水サービスへの重大なアクセス制限
農業の集約化と拡大による水質の過栄養化

インフラ能力と気候変動に関連する干ばつと洪水のリスク
湿地保全のための法律・規制内容の変更のインパクト

サイトは、水関連の利害や課題や優先事項や懸念事項について、それらの利害関係がステークホルダーと一致する点、および、一致しない点を文書化すべきである。本要求事項の重要なポイントは理解することである。そこで、明らかにされた利害と課題について、その具体的な内容（いつ、どこで、誰が課題を経験したかなど）を文書化すべきである。これらの詳細な内容を文書化しておけば、サイトは共有する水課題を特定して、そして、課題解決に向けてターゲットとアクションを定めることができる。ステークホルダーの水関連の利害と課題に対するサイトの理解については、必要に応じて随時見直し／更新すべきである。見直し／更新作業は、理想的には毎年行われるべきであるが、認証を取得する場合は、最低限、認証検査の都度、実施すべきである。

検証手段

ステークホルダーの利害／インパクト分析および参画プロセスの文書
参画ステークホルダーリストと、水関連の利害／課題の要約書
会議、ワークショップ、調査又は面談の記録

外部参照情報

- U.S. Environmental Protection Agency (2015) ‘Getting in Step: Engaging and Involving Stakeholders in Your Watershed’ [7].

テンプレート

T1.ステークホルダーマッピング

1.3 サイトの水関連データを収集／理解する：水資源ガバナンス、水収支、水利用効率、水質、淡水生態系と生物多様性、水／衛生設備／衛生習慣（WASH）、水関連コストと価値創出

1.3.1 水関連法規の遵守責任者の職位に関する情報を含め、サイトの水関連の内部ガバナンスを*文書化*すること。

目的

サイトの水関連の責任管理のため、適切なガバナンス構造と要員を確保する。

実施方法

[7] https://www.epa.gov/sites/default/files/2015-11/documents/stakeholderguide.pdf

ステップ 1:情報の収集と理解

サイト内部の水関連のガバナンスは、水関連事項の実施責任と説明（結果）責任を規定するものである。サイトは、要員の役割と責任、および、水関連法規の遵守に関する権限と責任の規定を含め、水関連のガバナンス構造を明確に定義すべきである。本ガバナンスは既存の管理体系に含めることができ、責任範囲が明確に規定されている限り、独立した文書である必要はない。

本ガバナンス文書は表、チャートまたはその他の適切な形式で文書化すべきである。ガバナンス情報はサイト内部の職員にも周知し、誰が責任者であるのか、問題／インシデント／懸念事項はどのように報告・処理されるべきかということについて、スタッフが理解しておくべきである。

検証手段

サイトの水関連の内部ガバナンス文書

1.3.2　流入量、消費量、損失量、貯留量、水の再利用、流出量および計量地点の情報を含め、サイトの水収支の情報を*地図化*すること。

目的

水収支はサイト内の水の流入、通過、流出および貯留の各量を評価するものである。本要求事項の目的は、サイトの水収支を視覚化し、サイトへの流入量、使用量、移動量および境界からの流出量を理解しやすくするためのサイトマップまたはダイヤグラムを作成することである。

実施方法

要求事項 1.1.1 で収集した情報を使用して、下記の情報を表示したサイトの縮尺地図または概略図を作ること。

流入量：一般的には、水源（地表水取入口、井戸、給水事業者の給水管など）からサイトの境界を越えてサイト内に取り込まれる全水量である。雨が捕集／貯留／使用される場合は、それも含めること。
水消費量：境界を越えてサイト内に取り込まれた後、水環境または第三者のいずれにも戻されない排出水を指す。これにはサイト内で製造される製品内にとどまる水が含まれる。蒸発量が有意な場合は、それも含めることができる。サイト内の水の消費設備／場所も地図上に示すべきである。
損失量：無駄になった、あるいは、使途不明の水である。漏洩水、配管破損部からの漏れ、および、オーバーフロー水については、既知であるものは全て示すべきである。
貯留量：これには貯水池、タンク、池、消火用水タンク／池、および、配管中に溜まる水（有意な量である場合）が含まれる。
水の再利用：廃水、雨水、塩水またはグレイウォーターを特定の有益な目的のために回収して、必要に応じて浄化するプロセスを指す。再利用のための水を再処理する設備はすべて地図上に示すべきである。
流出量：サイトの境界の外に排出される廃水、雨水、流去水およびその他の水であって、地表水または地下水として、または、第三者に放出される水である。
計量地点：流水量または水消費量をモニタリングするための水量計が設置される場所である。

サイトの水収支のサイトマップまたはダイヤグラムを作成し、必要に応じて更新すること。

検証手段

サイトの水収支のサイトマップまたはダイヤグラム

外部参照情報

- CDP (2025) ‘CDP Technical Note on Water Accounting’[8].

1.3.3 流入量、水消費量、損失量、貯留量、再利用量および流出量を含め、サイトの水収支を *モニタリング・定量化* すること。サイトの年間の水収支および水使用量の月変動（変動幅の最大／最小値を含む）を *定量化* し、さらに傾向分析を実施して、それらの結果を *文書化* すること。

目的

サイトの水収支を定量的に求め、さらに水利用量の変動をモニタリングすることにより、効果的な水管理が可能となり、さらに、サイトにおける水利用の実態と可用性に関連する傾向、リスクおよび機会を明らかにすることができる。

実施方法

サイトの水収支は流入、消費、損失、貯留、再利用および流出の各量のモニタリングデータを用いて計算すること。水量は直接モニタリング（流量計、タンク容積、抽出記録など）によるか、または、直接モニタリングが不可能な場合は推定によることができる。推定による場合は、適切な前提条件を置くこと。前提条件は文書化すること。サイトの水収支計算は次式によることができる：

総流入量=総流出量+水消費量+/-貯留量の変化量

本式は収支を概ね正確に表すものであり、従って、貯留量と流量が正しくモニタリング・考慮されているかどうかを確認する時にも使用することができる。例えば、流出量のモニタリングが流入量に比べて小さすぎる場合は、原因不明の漏出や蒸発があることが考えられる。正確にモニタリングすることが困難な流量が一部に存在することを考慮すれば、水収支計算は最大 5%までの誤差を許容できる。

サイトの水収支の計算は年一回以上行うべきである。水使用量の変動幅と使用量が多い時期／少ない時期を明らかにするため、月ごとの水利用量のデータも作成すべきである。年間と月間の水収支の要求事項が満たされている場合には、さらに短期間（毎週または毎日など）の変動を調べることは可能である。変動性を示す場合、スプレッドシートやグラフを使用すれば便利である。年間の水収支と毎月の利用量のデータを分析することにより、水の年間利用量の変動、季節的な需要変動、水の損失／再利用／消費パターンの変化など、経時変化の傾向を調べるべきである。

[8] https://cdn.cdp.net/cdp-production/cms/guidance_docs/pdfs/000/001/561/original/CDP-technical-note-water-accounting-definitions.pdf?1523617481/

本情報は、年間の水利用量が利用可能水量に対してどのように変化しているかを理解する上で重要である。利用可能水量については、自然環境や他の水利用者に悪影響を及ぼすことなく十分にピーク需要を賄うことができるかどうかを知る必要がある。ピーク需要が流域の利用可能水量を超えている場合は、サイトでの水使用へのインパクトがある、あるいは、そのようなインパクトのリスクが高い可能性がある。

検証手段

年間水収支データ：変動分析用の月間使用量の詳細情報を含む。
流入、消費、損失、貯留、再利用および流出の各量のモニタリング記録
月別の水利用量の記録と傾向分析

外部参照情報

- Hoekstra, Arjen Y., et al.(2011) ‘The Water Footprint Assessment Manual: Setting the Global Standard’[9].

1.3.4 サイトの水利用効率（m^3／生産量、m^3／活動量または m^3／面積）は、少なくとも年 1 回、*モニタリング、定量化*および傾向分析を行うこと。

目的

生産量または面積あたりの水の使用量について、年間を通じてどの程度効率的に使用されているかを確認する。水利用効率をモニタリング・傾向分析することで、水の管理が容易になり、さらに、生産能力と生産パターンの変化を知ることも可能となる。

実施方法

水の総使用量と生産量の情報に基づいて水利用効率を計算すること。この場合、生産量の単位は事業の性質に応じて生産量あたり、活動量あたりまたは面積あたりのいずれか適切なものを選ぶこと。効率の計算方法（生産に使用する水流と使用しない水流の区別を含む）は明確に定めておくこと。効率の計算方法は効率の経時変化の評価・比較が可能なように統一しておくこと。例えばボトルウォーターの製造業界など、水利用効率のベストプラクティス値が業界によって開示されている場合は、その値を標準値とすることができる。

効率計算に使用する水利用量はサイトの水収支の情報と要求事項 1.3.3 のモニタリングデータから導くこと。生産量の単位は生産量あたり、活動量あたり又は面積あたり（製品の重量または個数あたり、土地の面積あたり、スループットあたりなど）の単位とし、いずれの単位とするかは事業の特性に応じて決めること。生産量の単位は傾向分析が可能なように、レポートの対象期間を通じて統一しておくこと。水利用効率の計算に使用する生産量の単位を変更する場合は、水利用効率の年度間の比較が可能なように計算値の一貫性を担保できること。

[9] https://www.waterfootprint.org/resources/TheWaterFootprintAssessmentManual_English.pdf

水利用効率は少なくとも年 1 回計算し、さらに、トレンド分析を行って重大な増減／変動を明らかにする他、必要に応じてトレンドファクターも明らかにすること。水利用効率が大きく異なる複数種類の製品またはサービス（ドライミックス製品や飲料など）を生産している場合、サイト全体の平均の水利用効率値を求める他、効率改善に資するように製品カテゴリー別の利用効率もモニタリングするのが望ましい。

検証手段

水の年間利用効率値の計算書
複数年のトレンド分析（可能な場合）

1.3.5 サイト内の水源、供給水および排出水の水質を *モニタリング*し、*定量化*すること。排出水については汚染物質の濃度と負荷を *特定・定量化*すること。年間および季節別の最大／最小変動量もトレンド分析と合わせて *求めること*。

目的

水質情報はサイトのインパクトとリスクを理解する上で、そして、法令遵守を実証する上で重要である。本要求事項の目的は、水質が継続的にモニタリングされることを確保することである。

実施方法

サイト内の全ての水源、供給水および排出水の水質をモニターし、水質記録を維持すべきである。サイト内の水源については、ほとんどのサイトは分析試料として自身で定期的にサンプリングしている。サンプリングした水源の分析パラメータは用途（飲料水や加工水）、運用上の脆弱性（スケーリングや腐食）および、サイトに固有な問題（低溶存酸素レベルなど）に沿ったリスクベースのアプローチにより選ぶべきである。

供給水の水質データは通常、外部の供給事業者から入手可能である。データが未公開の場合は、供給事業者に要求することができる。法的に開示が要求されていない情報については、供給事業者はそれを機密情報であると主張する可能性がある。この場合は、サイト内の水源の場合と同様に、サイトは独自でモニタリングを実施すべきである。

排出水とは排水、雨水、流出水およびその他の水であり、サイトの境界を越えて、地表水または地下水として放出、または、第三者に向けて放出される水である。排出水については、法律によって要求されているパラメータ（分析項目）をモニタリングすること。これには汚染物質の濃度と負荷の両方のパラメータを含むこと。ここで負荷とは栄養素などの汚染物質が受水域に流入する量であり、単位時間当たりの質量（kg P／日など）で表される量である。以下の内容を含む水質モニタリングプランを策定・実施することが望ましい：

サンプル採取ポイントとサンプリング方法
水質試験の項目および法律による試験項目
季節性を考慮したサンプリングの頻度とタイミング

通年および季節別の変動量の最高／最低値を求め、経時的傾向分析を行うこと。悪化傾向はサイトの水リスクとみなすべきである。例えば、排出パラメータは現時点で法的制限内であっても、時間とともに徐々に増加して将来的に不適合となるリスクがある場合がある。

検証手段

水質モニタリング記録
通年および季節別の変動量の最高／最低値および経時的傾向分析の文書

外部参照情報

World Health Organization (2022) ‘Guidelines for drinking-water quality: fourth edition incorporating the first and second addenda’[10].

1.3.6　水質汚染の発生源を *特定* すること。サイト内で使用または保管される化学物質、燃料、肥料、有害廃棄物、および、法律の適用を受けるその他の重要な汚染物質を対象に、すべての水質汚染源を網羅したリストを *作成* すること。

目的

サイトは、水域を含め、自然環境の汚染を引き起こさないようにする責任を負っている。本要求事項の目的は、サイト内に潜在している全ての水質汚染源が特定され、管理され、そして、リスクが軽減されることを確保することである。

実施方法

要求事項 1.1.1 により、サイトは潜在する全ての水質汚染源のサイトマップを作成すること。水質汚染源には化学物質、燃料、肥料、有害廃棄物、および、法律の適用を受けるその他の重要な汚染物質が使用、輸送または貯蔵される場所も含むこと。本要求事項により、サイトは域内のすべての水質汚染源のリストを作成し、維持すること。加えて、サイトは保管・取扱要求事項を定めて適切に運用する他、漏洩事故に対応する二次封じ込め措置を備えるべきである。漏洩事故や洪水などの緊急事態への対応策をサイトのインシデント対応計画（2.4.1）に含めておくべきである。

検証手段

サイトの水質汚染源リスト

[10] https://www.who.int/publications/i/item/9789240045064

1.3.7　サイト内の淡水生態系とその生物多様性を*特定*し、*地図化*または*文書化*し、そして、状態を評価すること。ここでは少なくても下記を対象とすること：

水域と湿地
氾濫原と帯水層涵養域
絶滅危惧種と希少種
侵略的外来種

目的

サイト内に存在する淡水生態系とそれに関連する生物多様性を特定し、その状態を理解し、さらに、水関連のインパクト／リスク／機会についての知見を得る。

実施方法

淡水生態系とその生物多様性が見つかった場合は、その位置を地図化し、さらに、生態系の特性と状態を評価・文書化すること。淡水生態系には湖沼、貯水池、河川、小河川、運河、汽水域、地下水帯水層などの水域の他、高層湿原、沼沢地、湿地などが含まれる。氾濫原や帯水層涵養域についても、淡水種にとって重要な生息地となるため、本要求事項の適用を受ける。生物多様性とは、これらの淡水生態系に生息する種の多様性を指し、ここでは特に絶滅危惧種と侵略的外来種が対象となる。
淡水生態系と生物多様性の状態を評価する場合、具体的には、それらが良好な状態にあるのか、あるいは、劣化しているのか、あるいは、その中間にあるのかを評価することである。多くの場合、これらの情報を収集するにあたっては、特に 1.2.1 で特定されている政府機関や環境 NGO や学術機関との共同での机上調査やステークホルダーへのインタビューなどが有効である。ただし、資格のある専門家の支援を受けて行う現地調査が必要になる場合がある。

淡水生態系とその生物多様性の状態を現地調査により評価する場合、生態系の特性を明らかにした上でそれらの特性に対する指標を定義し、そして、それらの指標を組み合わせて全体の状態を評価する作業を行う（Capitals Coalition, 2023）。指標としては例えば以下に示すものがある：

生物学的指標：魚類、大型無脊椎動物、底生藻類および植生の多様性と数度。「指標種」は生態系の健全性を評価する時に使用することができる。例えば、カワウソなどの捕食動物の存在は生態系が健全であることを示す。
化学的指標：栄養素（窒素、リンなど）、溶存酸素、pH および毒性汚染物質の濃度を含め、水域の水質についての試験をおこなうべきである。
物理的および水文学的指標：生態系の生物物理学的特性を示すものであり、安定した川岸、水辺の植生、砂／砂利／泥などの多様な事物が含まれる。水位と水流は淡水生態系の健全性について重要な情報を提供するものであり、重要な評価対象である。

検証手段

淡水生態系のサイトマップ
淡水生態系とその生物多様性、および、その状態に関する文書

外部参照情報

- Arcadis, UNEP-WCMC, Capitals Coalition, ICF, WCMC Europe (2023) ‘Measuring and valuing biodiversity at site level, Aligning accounting approaches for nature’[11].
- UNEP-WCMC, Capitals Coalition, Arcadis, ICF, WCMC Europe (2023) ‘Measuring Ecosystem Condition - A primer for business, Aligning accounting approaches for nature’[12].

1.3.8 サイトにおける WASH（水/衛生設備/衛生習慣）へのアクセスと適切性のレベルについて、国内法規の要求事項、または、それが存在しない場合には国際的なガイドラインとの比較により評価し、*文書化*し、*モニタリング*すること。これには下記が含まれる。

- **サイトの就労者が飲用、調理、洗浄に使用できる水利用の可能性と水質**
- **トイレと手洗い設備の数、および、その設置場所、設計、状態、安全性、および清掃／メンテナンスの頻度に関する説明**
- **WASH 設備を利用できるサイトの就労者の数**

目的

すべての国と部門において、雇用者は、作業場所の環境のインパクトを受けるすべてのサイトの就労者に対して、十分な水分補給と衛生を無料で提供するため、物理的にアクセス可能な十分な量の飲料水を当該就業場所、または、作業現場から合理的な距離の範囲内に供給しなければならない。雇用者はさらに、サイトの就労者が自分と他人のいずれの健康も損なうことなく安全かつ個別にトイレに行くことができ、そして、女性が生理時の衛生ニーズを管理できるように、必要な衛生設備を設置しなければならない。対象は現場作業者、請負業者および外部からの訪問者のすべてである。本要求事項の目的は、アクセスと設備のレベルが適切であることを実証するため、あるいはリスクを特定してウォーター・スチュワードシップ計画のアクションプランを立案・周知するために、サイトレベルの WASH 設備をモニタリングすることである。

実施方法

本要求事項を実施するにあたっては、WASH 設備のアクセスと適性に関する定量的および定性的データをサイトレベルで継続的に収集することが求められる。本データには下記が含まれる：

飲料水：要求事項 1.3.8 において収集する情報には飲用および調理に利用可能な水の量と質を含めるべきである。多くの国が飲料水の水質基準のパラメータを定めている。飲料水が国内の水質基準に適合していることを確認するための試験を実施すべきである。国内基準が存在しない場合は国際的なガイドラインを適用すること

[11] https://capitalscoalition.org/wp-content/uploads/2023/10/Align_site_level_implementation_guidance.pdf
[12] https://capitalscoalition.org/wp-content/uploads/2023/10/Align_eco_condition_primer.pdf

ができる。飲用および調理用の水の必要量は仕事の種類や気象条件や労働力の規模など、状況に応じて異なる。供給水量をモニタリングできない場合は、推定値を使用してもよい。

衛生設備：要求事項 1.3.8 において収集する情報には衛生設備の数、場所、設計仕様、状態および安全性に関する情報の他、それを利用する人数と性別、および、清掃とメンテナンスの頻度に関する情報を含めるべきである。

衛生習慣：手洗いのような衛生習慣が疾病拡散を予防する対応策として重要であることは、証拠によって裏付けられている事実である。衛生設備を備えることが重要なスタートポイントである。収集する情報には手洗い設備の数、場所、状態およびアクセス性の情報を含めるべきである。さらに、衛生設備の利用者数の予測や、利用者が特定の時間帯に集中するかどうかを確認することも重要である。混雑時に待つのが嫌で手洗いを怠るというケースもありうる。休憩時間の調整や衛生意識向上キャンペーンなど、衛生行動にプラスのインパクトを与えるために行ったアクションなども文書化すべきである。

WASH 関連法規／国際ガイドラインとの比較

要求事項 1.3.8 において収集した情報は、国内法規または（それが存在しない場合は）国際ガイドラインによる WASH 設備の要求レベルと比較すべきである。要求事項 3.6.1 を満たすためには、法規への遵守状況を実証する必要があり、そこでこの比較作業が不可欠となる。サイトの就労者用の WASH 設備の国内法規により、AWS 規格に適合するための WASH 設備パフォーマンスの最低要求事項を決めることができる。

検証手段

設置数／場所、設計、状態、洗浄および保守の各情報を含む WASH 設備記録
飲料水水質試験記録
サイトの就労者リストと出勤記録
教育・啓発キャンペーンの記録
国内法規と国際ガイドライン

外部参照情報

- International Labour Organization (2021) 'WASH@Work: a Self-Training Handbook'13.
- WaterAid (2018) 'Strengthening the business case for water, sanitation and hygiene – how to measure value for your business. 14.
- World Health Organization (2021) 'Compendium of WHO and other UN guidance on health and environment'[15].
- World Health Organization (2022) 'Guidelines for drinking-water quality: fourth edition incorporating the first and second addenda'

1.3.9 （ゴールド要求事項）：年間の水関連コストを*定量化*し、それによりサイトが創出した社会的／環境的／経済的価値を*特定*し、*文書化*すること。

[13] https://www.ilo.org/resource/training-material/washwork-self-training-handbook-revised
[14] https://washmatters.wateraid.org/publications/strengthening-the-business-case-for-water-sanitation-and-hygiene-how-to-measure-value
[15] https://cdn.who.int/media/docs/default-source/who-compendium-on-health-and-environment/who_compendium_chapter3_01092021.pdf?sfvrsn=d525db63_5

ステップ 1:情報の収集と理解

目的

サイトの水の真のコスト、および、サイトの水利用によって生み出される社会的／環境的／経済的価値を明らかにする。さらに、この情報を使用して事業に必要な水の真のコストを理解する他、ウォーター・スチュワードシップアクションによりサイト／ステークホルダー／流域が享受する利益など、コンプライアンス以外にどのような価値が生み出されるかを実証する。本情報は、要求事項 4.1.2 のウォーター・スチュワードシップ計画の実施コストと、それによる削減効果と価値創出のメリットを評価する時のベースとして使用できる。

実施方法

年度ごとの水関連コストを定量化すること。水関連コストは当初の想定よりも広範囲となることが多い。具体的には運転・保守コスト、設備投資、管理コストなどが生じるということである。

運転・保守コスト：水道代、許可証費用、水処理薬剤費用、廃水排出費用、水質サンプリング検査費用およびポンプ／処理／配水動力費用を含む。
設備投資：水関連インフラの購入・維持・減価償却を含む。
管理コスト：人件費、請負者費用、技術調査、データ収集、ステークホルダー参画の各費用を含む。

サイトは、水利用とウォーター・スチュワードシップアクションを通じて生み出される社会的／環境的／経済的価値を年度別に特定し、文書化すべきである。本情報は定性的な情報と定量的な情報のいずれでもよい。入手可能な方を使用すればよい。本情報にはたとえば下記の情報が含まれる：

社会的価値：サイトの就労者用 WASH 設備の改善、他の水利用者との競争軽減、地域コミュニティ／当局との関係改善を含む。
環境的価値：環境流量の保全、受入水域の汚染物質負荷の削減、および、淡水生態系とそれに関連する生態系サービスの状態改善を含む。
経済的価値：回避コスト（処理費用の軽減、罰金の回避など）、操業の回復力改善とダウンタイム短縮、および、効率改善による水／エネルギーコストの削減を含む。

検証手段

年間の水関連コストの定量化
生み出された社会的、環境的、経済的価値の文書

外部参照情報

- UNESCO (2021) ‘The United Nations world water development report 2021: Valuing water’[16].

[16] https://www.unesco.org/reports/wwdr/2021/en/download-report

1.4 流域（1.1.2）に関する既存の水関連データを収集・理解する（水資源ガバナンス、水収支、水質、淡水生態系、生物多様性、水関連の気候傾向、インフラおよび水・衛生設備・衛生習慣（WASH）に関するデータを含む）

1.4.1 流域に関する各種イニシアティブ、水関連の公共政策、官主導のイニシアティブなどを含め、流域の水資源ガバナンスに関する各種計画を*特定*し、*文書化*すること。参加または協働活動の機会をサイトに伝えるため、これらの水資源ガバナンスに関わるイニシアティブのゴールを*特定*すること。

目的

流域の水資源ガバナンスに関わるイニシアティブと、それらのサイトとの関連性への理解を実証する。これらのイニシアティブに関する情報を収集するのは、サイトがそれらのイニシアティブに参加できるようにするためであり、そして、協働活動の機会を知るためである。

実施方法

水資源ガバナンスは、政府、規制当局、サプライヤーおよび利用者による水の管理に関する全ての側面を指す。これには水資源の管理、保護、割当て、モニタリング、水質管理、処理、規制、政策および供給事業の各側面が含まれる。水資源ガバナンス計画の例：

- 流域管理計画
- 水割当計画
- 水質管理計画
- 地域の干ばつ／気候適応戦略
- WASH プログラム
- インフラ投資計画と規制改革
- 流域委員会、水利用者団体または自治体の水フォーラム

流域または地域の水資源ガバナンスプログラムがすでに存在している場合は、それらに精通し、協働することが重要である。ほとんどの国は水資源ガバナンスの包括的な制度と枠組みを持っており、その計画と所掌の範囲は行政的、水文学的、政治的境界によって分けられている。ただし、水資源ガバナンスの資金調達と実施の程度は場所によって大きく異なる。

本要求事項を実施するにあたっては、サイトは流域の水資源ガバナンスに関わるイニシアティブを調査すべきである。自治体の水供給事業者や水資源管理当局など、1.2.1 で特定されている公共部門のステークホルダーはこれらの情報の情報源として有効である。商工会議所、水使用者協会、業界団体またはその他の団体に属するサイトは、情報収集のため、これらの組織を通じて参画することを考慮すべきである。先進的な水資源ガバナンスに関わるイニシアティブでは、マルチステークホルダーの参画が最初から考慮されている場合がある。

ステップ 1:情報の収集と理解

サイトは、特定したそれらのイニシアティブについて、サイトとの関連性を理解し、そして、参加または協働活動の機会の有無を確認するため、主要問題、ゴールと目的、参加者およびこれまでの進捗状況を含め、イニシアティブに関する情報を収集し、文書化すべきである。サイトは、これらのイニシアティブによって自身の事業がどのようなインパクトを受けるのかを理解しておくべきである。具体的には、例えば下記のような影響が考えられる：

- 流域の水資源が過剰配分されていると判断される。流域の収支を改善するために、一部の割当／許可証／ライセンスを削減または取り消す政策がある。
- 効率を改善し、そして、給水インフラの抜本的な改修工事のための資金を調達するため、自治体は水道料金を大幅に引き上げようとしている。
- 自治体の処理場が受け入れる廃水の水質基準がこれまで以上に厳しくなる計画があるため、一部の事業者は独自に前処理設備を設置しなければならない。
- 水道設備への公共投資を増やす計画があり、これによって供給遮断の回数が減って、結果的に利益が大きくなる可能性がある。

検証手段

水資源ガバナンスに関わるイニシアティブ

1.4.2　サイトに適用される水関連の法規を *特定*し、*文書化*すること。適用法規の要求事項がサイトにどのように適用されるかということについての説明を *文書化*すること。

目的

法令順守はウォーター・スチュワードシップの基本要求事項である。本要求事項の目的は、適用法規を明らかにして、そして、それがどのように適用されるかにということについての理解を実証することである。

実施方法

適用する水関連法律要求事項の目録を作成し、個々の法律について具体的な適用要求事項を示す。本目録は法令遵守の実証要求事項を定めている要求事項 2.2.1 および 3.1.1 を適用する場合の基礎となる情報である。水関連の法令要求事項としては下記が含まれる：

- 取水制限／承認
- 廃水の排出要求事項と承認
- 水の再利用規則
- 水域を汚染から守るための環境規制

検証手段

水関連の法律要求事項の目録
許可証およびライセンスの写し

1.4.3　流域の水の社会的価値、文化的価値およびレクリエーション上の価値を 1.2.2 に示すステークホルダーとの協議を通じて *特定*し、*文書化*すること。これには以下を含む：

- **地域コミュニティまたは先住民族の基本的ニーズを満たすために不可欠な水関連区域**
- **社会的、文化的またはレクリエーション上の価値を有すると考えられる水関連区域**
- **流域のステークホルダーの慣行水利権（該当する場合）**

目的

流域の水が、経済的または生態学的利用を超えて、人々の生活、アイデンティティ、生計および福祉をどのように支えているかを理解し、尊重する。

実施方法

要求事項 1.2.2 においてステークホルダーと関わる場合は、サイトは流域の水の社会的価値、文化的価値およびレクリエーション上の価値を考慮すべきである。特に、サイトは下記を特定すべきである。

- **基本的ニーズを満たす上で重要な水関連区域：**これには地域の集水地点（公式または非公式なもの）、飲用／洗濯／調理用水の水源、および、漁場を含むことができる。
- **社会的価値、文化的価値またはレクリエーション上の価値を有すると考えられる水関連区域：**これには文化的、精神的または宗教的な行為に使用する区域、遺産／アイデンティティ／慣行関連の区域、および、レクリエーション区域（水泳場、観光／レジャー施設など）を含むことができる。
- **流域内のステークホルダーの慣行水利権：**これは先住民コミュニティで使用されている水の割当てルールと伝統的慣行をまとめたものである。これは社会慣行に基づくものであり、通常、文字ではなく口頭で記録（伝承）されているものである。

水の価値を文書化する時には、その価値が誰にとって重要であるかを記述する他、ユネスコの世界遺産のように正式な認定を受けている区域についても、種類によらずすべて記述すべきである。これらの価値を理解することは、AWS 規格の後段部分の実施時の特にインパクト軽減（3.1.2）や協働活動の計画時に、危害を回避し、共有する水課題を特定し、そして、責任ある意思決定を伝達する上で不可欠である。

検証手段

流域の水の社会的価値、文化的価値およびレクリエーション上の価値についてステークホルダーと協議した記録

1.4.4　流域の水収支を*定量化*し、*文書化*すること。流域の水収支を計算するためのデータが足りない場合は、水ストレス指標を*定量化*すること。年間および季節別の変動を*特定*し、*文書化*すること。これには、可能ならば変動傾向の説明を含むこと。

目的

流域の水収支を計算することにより、流域の水利用の可能性を知ることができ、さらに、サイトが流域の水利用の可能性に与えるインパクトや、サイトが直面する可能性のあるリスクについても理解することができる。本要求事項の目的は、流域の水収支のベースラインを定量的に求めることである。

実施方法

流域の水収支は一定期間内の流入水量、通過水量、流出水量および貯留水量を評価することにより求めることができる。流域の水収支は基本的にサイトの水収支（1.3.3）と同じであるが、その規模ははるかに大きい。流域の水収支の情報は水不足が深刻化する時期を特定するのに役立つ。水不足は流出量が定常的に流入量よりも大きい場合に起こり、その間は流域の貯留量と利用可能量が時間の経過とともに徐々に減少していく。流域の水収支計算は次式によることができる：

水の流出量 = 水の流入量 ± 貯留量の変化

地域の状態や地質や水利用方法によっては、流域の水収支は地表水のみ、または地下水のみによるものとなる。ただし、ほとんどの場合、地表水と地下水の間に有意な相互作用があり、そのため、両者を組み合わせて評価する必要がある。

サイトは、既存の研究成果や公開データの他、政府機関や研究機関やその他の信頼できる第三者機関などから二次データを収集すべきである。ただし、これらの情報は流域の水文学的境界が一致していない都市、地域または行政区を対象とするものである場合がある。その場合でも、情報の中に 1.1.2 に掲げる流域の要素が含まれていれば十分に利用可能である。

流域の水収支は通常、計算期間を 1 年として定量化するが、水利用の可能性および／または需要の季節変動が大きい場合には、それよりも短い期間で計算するのが適切である。サイトはさらに、水収支の年変動と季節変動を特定し、そしてその傾向を説明することが求められる。水リスクを理解する上では、年ごとの断片的な情報よりも、地下水面の低下や季節変動の増大などの長期的な傾向を分析・特定することの方が有益である。

流域の水収支の計算に既存のデータを利用できないか、または、データ量が不十分な場合は、水リスクまたは協働活動区域の発現に備えて、そのデータギャップを文書化すべきである。この場合には、代わりの指標として流域の水ストレスを定量化すべきである。この場合、指標としては取水水資源比（UN Water が報告している SDG 6.4.2 指標のように環境流量要求事項による調整後のものが望ましい）、ベースライン水ストレス指標、あるいは管轄河川流域当局または国の水道局が公式に採用している水ストレス指標が使用可能である。

検証手段

定量化した流域水収支または水ストレス指標、およびデータソース
水収支の年変動と季節変動および傾向分析結果

外部参照情報

- Ding, Grace Kam Chun and Ghosh, Sumita (2017) ‘Sustainable Water Management – A Strategy for Maintaining Future Water Resources’ [17].
- WULCA (no date) ‘What is AWARE?’ [18].

1.4.5 流域の水質を*特定*し、*定量化*すること。評価対象には少なくてもサイトの水源と受水域を含むこと。懸念される物理的、化学的、生物学的パラメータを*特定*すること。年間および季節別の変動量の最大／最小値を*特定*し、*文書化*すること。これには可能ならば変動傾向の説明を含むこと。塩水の淡水化水を使用している場合は、淡水化プロセスからの排水とその受水域の水質も評価すること。

目的

流域の水質に関する知識は、サイト自らが水質に及ぼすインパクトを知り、そして、サイトが直面する可能性のあるリスクを理解するのに役立つ。本要求事項の目的は、サイトが使用する水源と受水域の水質のベースラインを定量的に求めることである。

実施方法

流域の水質データは二次情報源から入手すべきである。情報源としては規制当局、環境当局、水道事業者、学術研究などがある。その他のステークホルダーも共有できるデータを持っている可能性がある。少なくとも、サイトは水源と受入水域の水質データを収集すべきである。サイトが淡水化水を使用している場合は、淡水化プロセスからの排水とその受水域の水質も評価すること。

理想的には、収集する情報には、流域の現状の水質の他、傾向を特定するための過去の水質情報も含むべきである。さらに、サイトは、流域内でのアクションが水質にどのように影響するのかを理解し、報告し、今後のアクションに反映すべきである。収集した情報を用いて、サイトは、懸念される物理的、化学的又は生物学的パラメータを特定すべきである。これには例えば下記を含む：

- **物理的パラメータ：**浸食による高濁度、および、高温の排水による温度上昇を含む。
- **化学的パラメータ：**農業排水中の高濃度のリンまたは窒素、および、工業排水中の重金属を含む。
- **生物学的パラメータ：**処理が不適切な下水からの大腸菌、および、有機廃棄物の低溶存酸素レベルを含む。

[17] https://www.sciencedirect.com/science/chapter/referencework/pii/B978012409548910171X
[18] https://wulca-waterlca.org/what-is-aware/

ステップ 1:情報の収集と理解

懸念パラメータを特定した後、サイトは、（1 年間の）季節ごと、および、年間の変動量の最高／最低値を特定して、文書化すべきである。これにより懸念パラメータとドライバー（降雨／流出水、低流量希釈、取水、廃水排出など）に関する傾向を評価することが可能となる。

二次データを入手できない、または、限定的にしか入手できない場合は、サイトはデータを入手するための努力を文書化すべきである。この場合、サイトは代替指標を用いて水質問題を推測することができる。代替指標としては川魚の変死、ダムや河川での藻の異常発生、疾病・健康被害の発生、生物多様性指数の低下、堆積物や浸食による水路の変化などがある。なお、サイトは、流域レベルのデータ収集に関するゴールド要求事項（1.4.10）を満たすため、水質サンプルを自身で水源及び受水域から収集してもよい。

検証手段

流域の水質記録と懸念パラメータの定量化
観察データの傾向評価

外部参照情報

- O'Grady, et al.(2021) A comprehensive review of catchment water quality monitoring using a tiered framework of integrated sensing technologies[19].

1.4.6　流域内の淡水生態系とその生物多様性を *特定*し、*地図化*または *文書化*し、そして、状態を評価すること。これには少なくても下記を含むこと：

- **保護地域と保全地域**
- **生物多様性重要地域（KBA）**
- **国際的に重要なラムサール条約湿地**
- **環境流量**
- **絶滅危惧種と希少種**
- **侵略的外来種**
- **流域のステークホルダー（1.2.2）によって重要と特定された淡水生態系と生物種**
- **地域または地球規模で急速に減少している一般的な淡水生態系と生物種**

目的

健全な淡水生態系とその生物多様性は社会と経済の繁栄に不可欠である。逆に、生物多様性の損失や生態系の崩壊は企業や社会にとって最大のリスクの一つである。本要求事項の目的は、流域の淡水生態系とその生物多様性の範囲と状態について、それらを理解していることを実証することである。

19 https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0048969720362951

実施方法

流域地図（1.1.2）と二次情報に基づいて、サイトは、以下の要素を含め、流域の淡水生態系とその生物多様性を特定し、必要な場合はそれを地図化すべきである。

- **保護地域と保全地域：**保護地域と保全地域のリストと地図は政府および国際的なデータベースから入手できるはずである。政府は、生物多様性条約の下で長期的な管理によって生態系が保護されている先住民族の領土や私有地や公有地など、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM）の下に管理されている地域を特定すべきである。
- **生物多様性重要地域（KBA）：**生物多様性の存続にとって地球規模で重要な地域である。これらの地域は、絶滅危惧種の生物多様性、希少種の生物多様性、より広範なシステムの生態学的完全性、生物学的プロセスおよび取り替え不可能性の 5 つの定量的基準に基づいて指定されている。「KBA パートナーシップ」はこれらの地域の世界地図とデータベースを維持している。
- **国際的に重要なラムサール条約湿地：ラムサール湿地はラムサール条約で登録されている国際的に重要な生態系である。世界中には 2,500 以上のラムサール湿地があり、その一覧表がラムサール条約のウェブサイトで公開されている。**
- **環境流量：**淡水域とその河口部の生態系、および、これらの生態系に依存する人間の生計と幸福を維持するために必要な水の量、タイミングおよび質を定める量である。これらの情報は政府、研究機関、または、国際水管理研究所（IWMI）が開発した地球環境流量情報システムなどの国際的なデータベースから入手できる。
- **絶滅危惧種と希少種：**世界の絶滅危惧種に関する情報は国際自然保護連合（IUCN）の絶滅危惧種レッドリスト、または、IUCN の基準に基づいて作成された国または地域レベルのレッドリストで見ることができる。絶滅危惧種として登録されていないものの実際に絶滅の危機に瀕している種については、NGO や政府のステークホルダーからも情報を得ることができる。
- **侵略的外来種：**流域に存在する侵略的外来種の種類を知り、そして、それをどのように管理できるかを理解することが重要である。侵略的外来種の情報は国レベルでは政府または NGO から入手できるはずである。IUCN は侵略的外来種のグローバルデータベースを維持している。
- **流域のステークホルダー（1.2.2）によって重要と特定された淡水生態系と生物種：**公式には指定されていないものの、社会的、文化的またはレクリエーショ上の理由から地域のステークホルダーによって重要とみなされている生態系や生物多様性である。
- **地域または地球規模で急速に減少している一般的な淡水生態系と生物種：**「生きている地球レポート」（2024）によれば、淡水種は他のどの生物群系よりも急速に減少しており、1970 年から 2020 年の間に 85%減少したとされている。流域内で急激に減少している淡水生態系と種の状況に関する情報は、政府や NGO の情報源の他、ステークホルダーからも入手できるはずである。

淡水生態系と生物多様性の状態を評価する時は、前述の政府機関、研究機関および NGO の情報源を利用する他、WWF Biodiversity Risk Filter などのツールも利用できるはずである。公式に指定されている生態系と種については、定期的にモニタリング・報告すべきである。流域の現地調査または一次データの収集作業は任意であるが、ゴールド要求事項 1.4.10 を満足させる場合には必要な作業となる。要求事項 1.3.7 に示すように、目的は生態系が良好な状態にあるのか、劣化しているのか、あるいはその中間にあるのかを評価することである。

検証手段

特定した淡水生態系と生物多様性のリストと流域地図
淡水生態系と生物多様性の状態の評価文書

外部参照情報

- Protected Planet (2026) ‘Discover the world’s protected and conserved areas’[20].
- Key Biodiversity Areas (2026) ‘Key Biodiversity Areas’[21].
- Ramsar (2026) ‘Ramsar Sites Information Service’[22].
- International Water Management Institute (2026) ‘Global Environmental Flow Information System’[23].
- International Union for Conservation of Nature (2026) ‘Red List of Threatened Species’[24].
- International Union for Conservation of Nature (2026) ‘Global Invasive Species Database’[25].
- WWF (2025) ‘Biodiversity Risk Filter’[26].
- Acreman, Mike (2016) ‘Environmental flows - basics for novices’[27].

1.4.7 流域における水関連の気候傾向を*特定*し、*文書化*すること。これには降水量と水関連の極端な気象現象に関する観測データと将来の変化予測を含むこと。気候変動による水へのインパクトの現在の評価と将来予測の*特定*を行い、*文書化*すること。

目的

気候変動のインパクトは主に水を通して現れる。そのインパクトは水不足の増大、降水パターンの変化、洪水や干ばつなどの水関連の極端な現象の増加などを通して感じられる。本要求事項の目的は、流域の水利用可能性、水質および水関連リスクに対して既に起こっている気候変動のインパクトと、そして、今後起こりうるインパクトを理解することである。

実施方法

最初に、流域内で観測された降水量の変化と水関連の極端な現象に関する履歴データを収集すべきである。ほとんどの場合、これらの情報は地域および国の気象観測所や気象機関から入手でき、報告書にまとめられている場合もある。

気温と大気状態を未知の領域に変化させる気候変動については、過去のデータだけでは将来の状態を予測することはできない。重要なことは、将来をいかにして予測するかである。サイトは、各国の気候アトラスや気候変動に関する政府間パネルや世界銀行などのグローバルプラットフォームなどの二次情報源から降水量や水関

[20] https://www.protectedplanet.net/en
[21] https://www.keybiodiversityareas.org/
[22] https://rsis.ramsar.org/
[23] https://eflows.iwmi.org/
[24] https://www.iucnredlist.org/
[25] https://www.iucngisd.org/gisd/
[26] https://riskfilter.org/biodiversity/home
[27] https://wires.onlinelibrary.wiley.com/doi/10.1002/wat2.1160

ステップ 1:情報の収集と理解

連の極端な気象現象に関わる気候変動の予測情報を収集すべきである。これらの情報は国の気候適応計画や流域レベルの評価文書や学術論文からも得ることができる。

多くの場所では、気候の観測データと将来予測の情報は対象範囲が流域ではなく行政上の境界により決められている場合が多いようである。この場合、データは空間解像度が一番近いものを収集する必要があるが、これには国または地域レベルのものが有効な場合が多い。二次データを入手できない、または、限定的にしか入手できない場合は、サイトはデータを入手するための努力を文書化すべきである。

収集した情報を用いて、サイトは、流域の水に対する気候変動の現在のインパクト、および、将来のインパクトを特定すべきである。特にサイトによる利用のインパクトとして、例えば下記のインパクトを特定すべきである：

気候変動ドライバー	水へのインパクト
降水量の変動の増大	予測が難しい河川流量
頻繁に起こる干ばつ	ベースフローの減少、塩分濃度の上昇
より激しい降雨	洪水、浸食、濁度の急上昇

気候変動ドライバー	水へのインパクト
気温の上昇	蒸発量の増加、溶存酸素濃度の低下
積雪量の減少（該当する場合）	乾季の涵養量の減少
海面上昇（沿岸）	帯水層への塩水侵入

検証手段

水関連の気候傾向の観測データと予測
流域の水への気候変動の現在のインパクトと将来予測

外部参照情報

- International Panel on Climate Change (2021) ‘IPCC WGI Interactive Atlas’[28].
- National Oceanic and Atmospheric Administration (2026) ‘Climate Data Online’[29].
- The World Bank Group (2026) ‘Climate Change Knowledge Portal’[30].

1.4.8 サイトが依存している、あるいは、インパクトを受ける可能性のある流域内の水関連インフラ設備を*特定*し、*地図化*すること。これらのインフラ設備について、その状態および極端な気象現象への曝露についての説明を*文書化*すること。

目的

流域内の水関連インフラへのサイトの依存を理解し、そして、その状態と極端な気象現象への曝露に起因する潜在的リスクを理解する。

実施方法

最初に、サイトが依存している、あるいは、インパクトを受ける可能性のある水関連インフラを特定し、地図化する。これには少なくても下記のインフラ設備を含む：

- ダム、貯水池、堰、運河および取水口
- 水処理場とポンプ場
- 物流パイプラインと大量輸送システム
- 廃水の収集・処理・排出設備
- 雨水と洪水の管理設備

[28] https://interactive-atlas.ipcc.ch/
[29] https://www.ncei.noaa.gov/cdo-web/
[30] https://climateknowledgeportal.worldbank.org/

サイトは、流域のインフラ設備の詳細な技術評価までは実施することは不要である。その代わり、築年数、規模、顕在化している問題や制約など、インフラ設備の現状と、そして、干ばつ、洪水、停電などの極端な気象現象への曝露の可能性を文書化すべきである。この作業は通常、公開されている報告書や計画文書を参考にしたり、あるいは、水道局、電力会社、規制当局などから情報を得るなどして実施することができる。

多くの流域では、水および廃水用のインフラは老朽化しており、維持費が嵩み、故障が起こりやすい。インフラが劣悪な状態であることが分かっている場合、またはインフラのアップグレード計画が限定的または未定の場合には、配管の破裂、水汚染、漏洩による重大な水の損失などのリスクを明示的に指摘すべきである。データの透明性または利用可能性の欠如は重大なリスクにつながる可能性があるので、情報を入手できない場合はその旨を明示すべきである。

検証手段

特定した水関連インフラを含む流域地図
状態および極端な気象現象への曝露についての説明

1.4.9　流域内の WASH サービスへのアクセスのレベルを特定し、文書化すること。これには下記を含む：

- **安全な飲料水サービスへのアクセスが可能な人口の割合**
- **衛生設備のサービスへのアクセスが可能な人口の割合**
- **衛生習慣のサービスへのアクセスが可能な人口の割合**

目的

世界の多くの地域では、ほぼ世界共通仕様の WASH 設備が当たり前に存在しているが、WASH へのアクセスが制限されている地域は依然として少なくない。本要求事項の目的は、サイトの事業場所であり、かつ、サイトがウォーター・スチュワードシップアクションを行う場所である流域における WASH 設備のレベルを理解することである。この情報を収集し、理解することにより、潜在的なリスクと共有する水課題を理解することができ、さらに、垣根を越えた WASH 設備への支援の機会を知ることができる。

実施方法

WASH データを収集する場合、各種のリソースを利用することができる。国レベルでは、各国政府は WASH サービスの状況を WHO／UNICEF の Joint Monitoring Programme（JMP）に報告するようになっている。JMP は、下記の持続可能な開発目標（SDG）の達成に向けた進捗状況のモニタリングの一環として、世界の飲料水と衛生設備の普及率を定期的に報告している。

- **6.1：**2030 年までに、安全で安価な飲料水をすべての人々が普遍的かつ公平に利用できるようにする。
- **6.2：**2030 年までに、特に女性、少女および弱者のニーズに注意を払いつつ、すべての人々が適切かつ公平に衛生設備と衛生習慣を利用できるようにし、さらに、野外での排泄をなくす。

流域内の WASH の詳細については、政府機関、多国間機関および非政府組織（NGO）が関連データを提供できる場合がある。多くの場所では、WASH データは対象範囲が流域ではなく行政上の境界となっているものが多いようである。この場合、データは空間解像度が一番近いものを収集する必要があるが、これには国または地域レベル、または、より広範囲の流域レベルのものが有効な場合が多い。いずれにしても最新の情報を収集することが重要である。いずれの場合も、飲料水、衛生設備および衛生習慣へのアクセスが可能な人口の割合を調べること。

本要求事項のために収集した情報は、流域内のステークホルダーからの追加の情報により補足することができる。なお、必須の要求事項ではないが、経験豊富な現地の NGO や市民社会組織（CSO）と協力して情報収集を行うことも可能である。サイトは、在宅のサイトの就労者および近隣の地域コミュニティによる安全な WASH へのアクセスのレベルを理解することに傾注すべきである。これには利用可能なデータ／報告書を用いることができる。データが不足している場合、サイトとそのパートナーは主要なステークホルダー（政府機関や状態に詳しいその他の組織など）へのインタビューによりデータを集めることができる。また、フォーカス・グループ・ディスカッションや調査など、一般家庭やコミュニティから直接情報を収集することも可能である。

検証手段

安全な飲料水、衛生設備および衛生習慣へのアクセスが可能な人口割合

外部参照情報

- United Nations (2025) ‘Sustainable Development Goal (SDG) 6:Water and Sanitation’[31].
- World Health Organization and UNICEF (2026) ‘Joint Monitoring Programme’[32].

1.4.10 （ゴールド要求事項）：サイトは、流域レベルの既存または新規のデータポイント（観測データ）について、データ収集の精度および／または頻度を改善できる場合にあっては、係るデータ収集を支援および／または実施すること。流域データを*文書化*し、そして、それを流域のステークホルダーと共有すること。

目的

特定されたデータギャップを埋め、サイトとステークホルダーによる流域への理解の改善を支援する。

実施方法

基準 1.4 のコア要求事項を満たすため、サイトは流域の既存および二次の水関連データを収集することが要求される。ただし、流域データを収集する過程で、一部のデータが欠落あるいは不十分であることが判明する場合がある。本要求事項の狙いは、流域レベルの一次データを収集することによってデータギャップを埋めようとするサイトの取組みを認める（奨励する）ことである。

[31] https://www.un.org/sustainabledevelopment/water-and-sanitation/
[32] https://washdata.org/

本要求事項を実施する場合、サイトは独自に流域データの収集を行うか、または、政府機関や研究機関などの他者のデータ収集をサポートすべきである。サイト自らデータを収集する場合は、1 以上の既存または新規のデータポイント（観測データ）について、データの精度または収集頻度を改善できるようにデータギャップを埋めるべきである。データポイント（観測データ）はデータ集合に含まれる値、モニタリング値または観測値であり、単独で存在する独立の値である。

サイトが収集した流域データはステークホルダーと共有されるべきものであり、そして、流域への理解の改善・共有に貢献するものである。理想的には、本情報は流域内の他の人々のウォーター・スチュワードシップの努力をサポートできるものであるべきである。

検証手段

サイトが収集した流域データ
ステークホルダーとのデータの共有を示すコミュニケーションの記録

例

- **水収支：モニタリング**ステーションを設置／アップグレードするか、または、パートナーをサポートして優先度の高い支流でのモニタリングの頻度を増やす。
- **水質：**ステークホルダーの関心が高い上流／下流ポイントで四半期ごとにサンプリング（ラボベース）を行い、その結果を自治体／コミュニティフォーラムと共有する。
- **淡水生態系とその生物多様性：**ベースラインを確立するため、何も存在しない場所で（大型無脊椎動物などの）季節的バイオモニタリングを行う。
- **WASH：**給水サービス計画へのサポートとして、コミュニティの給水ポイントの信頼性／品質を合意した頻度でモニタリングする。

1.5 流域とバリューチェーンにおけるサイトの水関連のインパクトと依存を理解する

1.5.1　サイトは、サイト（1.3）および流域の状況（1.4）を理解し、それに基づいて水関連のインパクトと依存を*特定*し、*文書化*すること。これには下記を含めること：

- **水収支、水質および淡水生態系と生物多様性について、それぞれ少なくとも 1 つのインパクトと 1 つの依存を特定する。**
- **データソース、前提条件およびデータギャップを文書化する。**
- **十分なデータが利用可能な場合は、季節的または長期的な傾向を説明する。**

ステップ 1:情報の収集と理解

目的

サイトは事業活動の過程で流域の水資源にインパクトを与え、同時にそれに依存する。本要求事項の目的は、水関連のインパクトと依存を特定することによって、流域の状況との関係をサイトが理解していることを実証することである。本要求事項は基準 1.6 のリスク、共有する水課題および機会の特定作業にも貢献する。

実施方法

本要求事項においては、水関連のインパクトとはサイトがアクションした結果としての淡水の状態（量・質・生態系）の変化を指す。一方、水関連の依存とは、水量や水質の規制など、サイトが機能するために依存している環境資産や生態系サービスの側面を指す。

基準 1.3 と 1.4 により収集した情報を用いて、サイトは水収支、水質、および淡水生態系とその生物多様性に対するインパクトと依存を特定すべきである。サイトは、少なくとも、これら 3 項目のそれぞれについて少なくとも 1 つのインパクトと 1 つの依存関係を特定し、そして、このうちのサイトの事業にとっての最重要項目に焦点を当てるべきである。

サイトの水関連のインパクトと依存、およびそれらの関連性（重要性）を文書化すべきである。データがある場合には、季節的なパターン（乾季のストレスなど）および／または長期的な傾向（地下水面の低下など）についても述べるべきである。傾向を評価できない場合は、その旨を明示すべきである。サイトはデータソースを記録し、そして、不確実性、データの限界、前提条件およびギャップについての透明性を確保すべきである。

検証手段

関連データへのリンクと傾向に関する記述を含む、サイトのインパクトと依存関係に関する文書

外部参照情報

- Taskforce on Nature-related Financial Disclosures (2023) ‘Guidance on the identification and assessment of nature-related issues: The LEAP approach’ [33].
- World Resources Institute (2026) ‘Aqueduct Water Risk Atlas’ [34]

[33] https://tnfd.global/wp-content/uploads/2023/08/Guidance_on_the_identification_and_assessment_of_nature-related_Issues_The_TNFD_LEAP_approach_V1.1_October2023.pdf?v=1698403116

[34] https://www.wri.org/applications/aqueduct/water-risk-atlas/

ステップ 1:情報の収集と理解

例

アウトカム	インパクト	依存
水収支	• 乾季、下流側で正味の利用可能量が減少する。 • リターンフローのタイミングを変えることで流域の水利用可能量がインパクトを受ける。	• ピーク需要期にも操業を維持できるように、河川、帯水層または自治体の水道設備からの取水の信頼性を改善する。 • 灌漑または生産のニーズを満たすために、季節的利用可能量を十分に確保する。
水質	• 栄養分、塩分または温度の変化をもたらす水を受水域に排出する。 • 流去水の漏洩または拡散により、下流側の利用者または生態系の水の水質が変化する。	• プロセス、冷却または製品の仕様に応じて必要な水質を確保する。 • 受水域において、排水のコンプライアンスを満足できる水質を維持する。
淡水生態系とその生物多様性	• 流量の減少または流況の変化により、水生生物の生息環境と種がインパクトを受ける。 • 外来の水生種が意図せずに持ち込まれる。	• ベースフローと希釈容量を提供する健全河川。 • 水質改善と洪水からの保護機能としての湿地。

テンプレート

T2.インパクトと依存

1.5.2　（ゴールド要求事項）：サイトは、自身のバリューチェーンにおける間接的水利用のインパクトと依存を*特定*し、*文書化*すること。これには下記を含む：

- **一次サプライヤーからの調達品の原産国と製造場所の流域、および水リスクのレベル**
- **一次サプライヤーからの調達製品および／またはサービスに関連しての水利用のインパクトと依存の説明**
- **消費者による製品の使用／廃棄に関連しての水利用のインパクトと依存の説明**

目的

グローバルサプライチェーンに関連しての間接的水利用により、水質汚染と水不足が深刻になっている。同様に、一部の製品では、製造工程よりも消費者による製品の使用時の方が水の使用量が多くなる。本要求事項の目的は、対象をバリューチェーン全体に拡大して水関連のインパクトと依存を理解することである。

実施方法

最初に一次サプライヤーを特定し、そして、該当する場合は、製品の主要な利用ステージとして水の使用量が多いステージおよび水リスクの高いステージを特定すべきである。一次サプライヤーはサイトまたはその親組織に対して製品またはサービスを直接供給または販売する者である。

サプライヤーごとに、サイトは原産国を特定し、そして、可能であれば生産場所の流域を特定すべきである。公に利用可能な水リスクのツールまたは研究成果を用いて、水ストレス、水質問題、生態系の劣化など、それらの場所における水リスクのレベルを記述すべきである。このステージではスクリーニングレベルのツールと地域データを使用できる。流域レベルの詳細な情報を入手できない場合は、使用した地理的解像度のレベルを文書化し、さらに、すべての制限条件を説明すべきである。

サプライヤーごとに、サイトは、灌漑用水への依存、地下水の利用可能性、安定した水質など、生産に関わる水関連の依存を記述すべきである。依存を評価するため、サイトは、サプライヤーによる水の使用量のモニタリング値または推定値を提供すべきである。水の使用量に関する本情報としては、サプライヤーによるモニタリング値、セクター平均値、ウォーター・フットプリントのデータベース、または文献による標準値のいずれも使用可能である。

サイトは、さらに、取水圧、消費による水の減少、廃水の排出、淡水生態系へのインパクトなど、水関連のインパクトについても記述すべきである。これらの情報は、サプライヤーから直接提供される場合もあるが、取水量と水消費量に基づいて推定することも可能である。さらに製品やサービスに関連する一般的な水質へのインパクトに基づいて推定することも可能である。

必要なら、サイトは、消費者による製品の使用、または、下流での製品の使用による水関連のインパクトと依存についても記述すべきである。これには製品の使用中に消費される水量、製品の使用または廃棄による水質へのインパクト、または、水利用可能性への製品パフォーマンス依存などが含まれる。本評価は、水利用または水のリスクが比較的大きい製品フェーズまたは使用フェーズを対象にすべきである。

バリューチェーン内のすべてのインパクトと依存関係について、それを評価する時に使用したデータソースを記述すること。これにはサプライヤーに関する情報、公共の水リスクツール、ウォーター・フットプリントのデータベース、産学の研究成果なども含むこと。地域の平均値や代替指標などを使用している場合は、これらを適用した旨も明示すべきである。場合によっては、サプライヤーデータを利用できないことがある。この場合は、データギャップを文書化し、欠落している情報の種類、その情報を利用できない理由、ギャップの重大性なども示すこと。

検証手段

バリューチェーン内の水関連のインパクトと依存

外部参照情報

- Bluerisk (2026) 'Accelerating water action in agricultural supply chains: Practical steps for building supply chain water resilience'[35].
- Water Footprint Network (2026) 'Water Footprint Assessment Tool'[36].

テンプレート

T2.インパクトと依存

1.6 サイトが直面する水リスク、流域の共有する水課題、およびそれらの解決機会を把握する

1.6.1 サイトのインパクトと依存（1.5.1）に関する理解に基づき、サイトが直面する水リスクを*特定*し、*文書化*すること。リスクは、一定の期間内における発生可能性とインパクトの深刻度、コスト、および事業へのインパクトを評価して優先順位を付けること。

目的

サイトが直面する水関連リスクを明確に文書化して理解し、そして、意思決定、計画および事業継続の観点からこれらのリスクに優先順位を付ける。本要求事項の目的は、水問題を経営、財務、法律および風評に関わるインパクトに結びつけることによってウォーター・スチュワードシップのビジネスケースを構築することである。

35 https://blueriskintel.com/wp-content/uploads/2026/05/Accelerating-water-action-in-agricultural-supply-chains_May-2026.pdf
36 https://www.waterfootprintassessmenttool.org/

ステップ 1:情報の収集と理解

実施方法

水リスクとは水関連の課題を経験する可能性である。リスクの程度は水関連の課題が発生する可能性と、そして、それが発生した場合のインパクトの深刻度によって決まる。サイトが直面する水リスクとしては主に物理的リスク、法律的リスクおよび風評リスクの 3 種類がある。

- **物理的パラメータ：**水が少なすぎる、多すぎる、使用に適さない、アクセスできない。干ばつ、洪水、水利用可能性の低下、水質の低下、インフラの故障など。
- **法律的リスク：**公共の水政策および／または規則が変化している、効果がない、十分に実施されていない、遵守されていないなど。例えば、取水制限の強化、排出基準の厳格化、不遵守の看過など。
- **風評リスク：**企業の事業について、水の管理面から持続可能で責任ある方法で事業が行われていないとステークホルダーが認識する。例えば、サイトによる水の過剰使用または汚染の実態または噂によるステークホルダーの懸念。

1.3 と 1.4 で収集した情報、および、水関連のインパクトと依存（1.5.1）についての理解に基づき、サイトはこれらの 3 つの主要カテゴリーの水リスクを特定すべきである。なお、リスクの中には複数のカテゴリーに分類されるものがある。特定したリスクごとに、所定の評価期間内での発生の可能性と、そして、それが発生した場合のインパクトの深刻度を評価する。この評価作業には、例えば以下のようなシンプルなリスクマトリックスを使用することができる：

重大度 / 可能性	重大でない (1)	マイナーである (2)	重大である (3)	メジャーである (4)	非常に重大である (5)
稀である（1）	非常に低い (1)	非常に低い (2)	低い (3)	普通 (4)	普通 (5)
可能性が低い (2)	非常に低い (2)	低い (4)	普通 (6)	普通 (8)	高い (10)
可能性が普通（3）	低い (3)	普通 (6)	普通 (9)	高い (12)	非常に高い (15)
可能性が高い (4)	普通 (4)	普通 (8)	高い (12)	非常に高い (16)	極度に高い (20)
ほぼ確実である (5)	普通 (5)	高い (10)	非常に高い (15)	極度に高い (20)	極度に高い (25)

各リスクについて、サイトは潜在的なコストと事業へのインパクトも評価すべきである。これには操業停止または生産ロス、コスト増大（水、処理、エネルギー、罰金）、法的／コンプライアンス上のインパクト、風評被害、ステークホルダーの信頼、操業許可へのインパクトなどのファクターを考慮すべきである。

総合的な評価または可能性、インパクトの深刻さ、コストおよび事業へのインパクト度を考慮して各水リスクの優先順位を決め、水リスクのリストを作成・文書化すべきである。サイトのウォーター・スチュワードシップ計画のアクションプランは本リストに基づいて決めるべきである。

検証手段

サイトの水リスク評価文書

外部参照情報

- Taskforce on Nature-related Financial Disclosures (2023) ‘Guidance on the identification and assessment of nature-related issues: The LEAP approach’[37].
- World Resources Institute (2026) ‘Aqueduct’[38].
- WWF (2026) ‘Water Risk Filter’[39].
- WaterAid (2025) ‘Risk screening guidance for corporate water, sanitation and hygiene’[40].

テンプレート

T3.サイトの水リスク

1.6.2 収集した情報から、共有する水課題を *特定* し、優先順位を付け、*文書化* すること。情報としては下記を含むこと：

- **サイトの水リスク（1.6.1）**
- **ステークホルダーの水関連の課題（1.2.2）**
- **流域データ（1.4）**

目的

サイトと流域内のステークホルダーの両方に共通する水課題を特定し、そして、計画、協働活動および流域の長期的回復力をサポートできるように、それらの優先順位を決める。

実施方法

本規格のステップ 1 で収集した情報を編集するところから始める。これには要求事項 1.2.2 によるステークホルダーの水関連の課題、基準 1.4 による流域データ、および、要求事項 1.6.1 によるサイトの水リスクに関する情報が含まれる。これらの情報を総合したものが共有する水課題を特定するための証拠のベースとなる。これらの情報は再現するのではなく、参照すべきものである。

これらの情報を用いて、サイトは、流域内の 1 以上のステークホルダーとの間で共有する水関連の問題を特定すべきである。これには水量、水質、ガバナンス、淡水生態系と生物多様性、WASH などに関する課題が含まれ、すでに顕在化しているものと新たに出現してくるものの両方がある。課題はサイトの境界を越える範囲ま

[37] https://tnfd.global/wp-content/uploads/2023/08/Guidance_on_the_identification_and_assessment_of_nature-related_Issues_The_TNFD_LEAP_approach_V1.1_October2023.pdf?v=1698403116
[38] https://www.wri.org/aqueduct
[39] https://riskfilter.org/
[40] https://www.wateraid.org/washmatters/resources/risk-screening-guidance-corporate-water-sanitation-hygiene

で影響があるもの、および、流域内の状態が影響する課題に焦点を当てるべきである。共有する水課題を特定する時は可能な限り具体的に特定し、そして、可能ならその原因も特定すべきである。課題例：

- 工業／農業／地域コミュニティへの供給不足の原因となる季節的な水不足（水希少性）
- 水道水の水質悪化の原因となる農業由来の栄養素または化学汚染
- 土地利用の変化とインフラの老朽化により悪化する商業／住宅地域の洪水
- 水不足の原因となる共有帯水層からの過剰取水
- 流域内の安全な水や衛生設備へのアクセス制限

特定した水課題はその重要性と緊急性により優先順位を付けるべきである。これには課題の規模、社会的／環境的／経済的インパクトの規模、および、既存の問題と将来の問題の区別が含まれる。サイトは優先順位を付けた共有する水課題のリスト、優先順位を決めた理由、および、参考文献のリストを文書化すべきである。これらの情報はウォーター・スチュワードシップ計画のターゲットとアクションプランを決める時に使用する。

検証手段

優先順位を付けた共有する水課題のリスト、および支援情報

テンプレート

T4.共有する水課題

1.6.3　流域内の共有する水課題への対応機会を *特定* し、優先順位を付け、*文書化* すること。これにはサイトが協働活動にどのように参画し得るかの説明を含むこと。

目的

優れたウォーター・スチュワードシップ管理はサイトベースと流域ベースの両方のアクションを含む。本要求事項の目的は、流域の共有する水課題（1.6.2）と既存のイニシアティブ（1.4.1）についてのサイトの理解を確認し、それに基づいてウォーター・スチュワードシップ管理計画（2.3）のアクションプランを導くことである。

実施方法

1.6.2 の優先順位付きの共有する水課題リストを使用して、流域レベルの課題解決のためにはどのような変化が必要かを検討する。これにより、流域のニーズと共有アウトカムに関わる機会が明らかになる。サイトが独自に取ることができるアクションもあるが、これだけでは流域レベルでの長期的な変化を達成するには十分ではない場合が多い。

そこで、サイトは協働活動の機会を特定することが求められる。第一に、サイトは、重複を避けるため、流域（1.4.1）の水資源ガバナンスに関わる既存のイニシアティブへの参加機会を特定すべきである。新しいイニシアティブが必要な場合は、サイトは、どのようなイニシアティブが必要か、それには誰が参加すべきかを検討す

べきである。協働活動への関わり方は様々であるが、その中で、共同または混合型の資金調達、共有データとモニタリング、能力構築などのメカニズムを協働活動のイニシアティブに含めることができる。

特定した機会ごとに、サイトは、最大の貢献あるいは目に見える貢献ではなく、最適な貢献を成すことができるように自身の役割を定義する必要がある。役割としては招集者または進行役、参加者またはデリバリーサービスパートナー、資金提供者または支援者、技術的貢献者、データ提供者、支持者などの役割がある。役割を明確にしておくことで、人材の入れ替えが可能となり、さらに、効果的な協力が可能となる。

機会の優先順位を決める前に、サイトは、効果的な協働活動の状態を満たしているかどうかを評価すべきである。これには、適切な規模のアクセス可能で透明性のあるマルチステークホルダー・ガバナンス、地域コミュニティや先住民族の参画、断片化を避けるための既存のイニシアティブとの調整、モニタリング／データ共有／学習についての取り決めなどが含まれる。これにより、協働活動は信頼性があり、包括的で、そして、成果に結びつくものであることを確保することができる。

優先順位付けの方法はサイト自身で決めることができる。ただし、最大価値を共有できる機会、および、成功の可能性が高い機会を優先すべきである。優先順位を決めた機会の最終リストを文書化し、そして、採用した機会はウォーター・スチュワードシップ計画（2.3）に盛り込むこと。

検証手段

共有する水課題の優先順位付き解決機会リスト

外部参照情報

- CEO Water Mandate and Water Integrity Network (2015) ‘Guide to Managing Integrity in Water Stewardship Initiatives’[41].
- Various Organisations (2024) ‘Unpacking Collective Action in Water Stewardship: Shared Solutions for Shared Water Challenges’[42].

[41] https://ceowatermandate.org/integrity/
[42] https://a4ws.org/resource/unpacking-collective-action-in-water-stewardship/

ステップ 2：コミットメントと計画

2.1 ウォーター・スチュワードシップ戦略を策定し、サイトの最高責任者、または本社の適任者を任命して、ウォーター・スチュワードシップのコミットメントを署名・開示する

2.1.1 サイトおよび／または組織のウォーター・スチュワードシップ戦略を*文書化*すること。ウォーター・スチュワードシップ戦略は、AWS 規格に適合できるように組織の包括的な使命、ビジョンおよびゴールを定義すること。

目的

明確で首尾一貫したウォーター・スチュワードシップ戦略の方向性を確保する。

実施方法

戦略として、組織にとってのウォーター・スチュワードシップの重要性を記述し、さらに、長期的な成功のあるべき姿と、行動の指針となるハイレベルなゴールを記述する。ウォーター・スチュワードシップ計画（基準 2.3）とステップ 3 の実施の方向性を示し、そして、計画とアクションについて、意図的で一貫性があり、AWS のアウトカムと整合することを確保する。戦略はサイトに固有な場合と組織全体に適用可能な場合のいずれもある。書式については、独立した文書とすることも可能であるが、より広範囲な持続可能性戦略に含めることも可能である。ただし、いずれの場合も次の要素を含めるべきである：

- **ミッション：**サイトまたは組織のウォーター・スチュワードシップアクションの核となる目的を記述する。
- **ビジョン：**サイトまたは組織の将来の望ましい状態を描く。通常は 3〜10 年の期間を対象とし、成功した姿を描くこと。
- **ゴール：**所定の期間内の達成目標としてのより大きな戦略的ビジョンについてのハイレベルなステートメント。ゴールはウォーター・スチュワードシップ計画のターゲットの基礎となるものである。

戦略は明確に文書化し、バージョン番号と改訂情報も明記しておくべきである。

検証手段

ウォーター・スチュワードシップ戦略文書

外部参照情報

- WWF (2021) ‘Putting Water Strategy Into Context: A Practical Guide to Connect Corporate Strategic Objectives to Local Water Context’ [43].

2.1.2 サイトはコミットメントの声明文を署名入りで*文書化*し、組織内に通知すること。声明文は下記のコミットメントを含むものであること：

- **サイトは、AWS 規格の 5 つのアウトカムの各項目について改善の取り組みを行い、その進捗状況を開示する。**
- **サイトのウォーター・スチュワードシップの取り組みは流域の持続可能性に関する既存の政策・計画と整合し、そして、それをサポートするものでなければならない。**
- **その取り組みに対して、サイト内のステークホルダーはオープンで透明性のある方法で参画する。**
- **サイトは、ウォーター・スチュワードシップの取り組みに必要なリソースを配分すること。**

目的

AWS 規格の実施に必要な責任権限とリソースについて、サイトの管理部門による承認を取得し、さらに、スタッフによる理解と賛同を醸成する。

実施方法

サイトは、上記の要求事項を明記したコミットメントの声明文を作成すべきである。コミットメントの声明文の署名者は、組織のウォーター・スチュワードとしてのステータスを達成し、長期間維持し、そして継続的に改善するために必要な人的資源・財政的資源を承認・保証できる立場にある者であるべきである。責任者が同程度の責任権限を有する者に交替する場合は、新任の責任者は声明文を再承認し、署名し直すこと。

声明文は組織内部に周知して、スタッフの理解を得ること。ウォーター・スチュワードシップ戦略と同様に、声明文は文書化し、バージョン番号と改訂情報も明記しておくべきである。

検証手段

署名入りのコミットメント声明文と組織内コミュニケーションの記録

[43] wwf embedding context into strategy hr.pdf

2.1.3　（ゴールド要求事項）：2.1.2 の要求事項を満足できるコミットメントの声明文を組織の最高経営責任者または取締役会などの意思決定機関による署名入りで*文書化*し、一般に*開示*すること。

目的

AWS 規格の実施に必要なトップレベルの責任権限とリソースについて、組織の最高経営機関またはガバナンス機関による承認を取得し、さらに、開示により透明性とリーダーシップを実証する。

実施方法

本ゴールドレベル要求事項と 2.1.2 の要求事項の間には 2 つの違いがある。第一に、コミットメントの声明文はサイトの管理者に加えて組織の最高幹部が署名する必要がある。第二に、コミットメントの声明文は社内のみならず、一般に開示しなければならない。それ以外については、2.1.2 の実行手順のガイダンスを参照すること。

コミットメントは、地域のステークホルダーだけでなく、世界中で開示されるべきである。開示手段としては下記を使用することができる：

- 企業のホームページへの掲載
- 開示している持続可能性レポート、ESG レポートまたは統合レポートへの掲載
- ニュースレターやソーシャルメディアチャンネルへの掲載
- 外部サイトの掲示板への掲載

検証手段

署名入りのコミットメント声明文と一般開示の記録

2.2 水関連の法令遵守を達成・維持するための管理体系を構築・文書化する

2.2.1　水関連の法令遵守を管理するための管理体系を*文書化*すること。これには以下を含める：

- **組織内の遵守責任者の選任**
- **規制当局への申請と記録管理のためのプロセス**
- **法令の制定・改正を特定するためのプロセス**

目的

適用されるすべての水関連の法令を遵守し、そして、遵守状態を維持するための管理体系を構築する。これは単独で構築する場合と、既存の法律／環境／リスク／業務管理体系に組み込む場合のいずれも可能である。

実施方法

水関連の法令要求事項の特定とサイトへの適用の適否については、要求事項 1.4.2 の要求事項による。本要求事項は法令遵守の管理方法に関するものであり、単純に遵守状態にあるかどうかを問うものではない。サイトは、システム（管理体系）の明細として下記の情報を文書化すべきである：

- 水関連の法令遵守の責任者
- 規制当局への提出書類と記録の管理方法
- 法令改正に対応して常に最新の法令を適用できるようにするための方法

さらに、罰金を含め、コンプライアンス違反／警告を記録する規定、および、是正措置を報告する規定を定めるべきである。責任者については、交替の可能性があるため役職名で規定すべきである。

規制当局から要求される情報については、詳細レベルがそれぞれ異なる場合が多い。例えば、水質基準を適用するにあたって、より正確なデータを報告することが求められ、そのために詳細で具体的な水質データが必要になるなどである。さらに、水質レポートが要求される場合と水が飲用可能であることの証明書が要求される場合など、要求される情報の内容が違っている場合もある。この場合、組織は地域の基準、国内基準または国際基準のいずれであれ、適切な基準を適用すべきである。

検証手段

最新法令の適用を確保するための法令遵守システム

2.3 流域における負のインパクトを最小化し、サイトの水リスクと共有する水課題に対応するため、AWS 規格の 5 つのアウトカム領域についてそれぞれのターゲットを定める。ウォーター・スチュワードシップ計画は年 1 回見直し／更新する。

はじめに

基準 2.3 はウォーター・スチュワードシップ計画の 5 つの要求事項を示している。これは AWS 規格の 5 つのアウトカムに対応する水資源ガバナンス、持続可能な水収支、良好な水質状態、健全な淡水生態系とその生物多様性、および、すべての人のための安全な水／衛生設備／衛生習慣（WASH）の 5 つのアウトカムである。ウォーター・スチュワードシップ計画は AWS 規格の中核をなすものであり、ステップ 1 で得た水関連のインパクト、依存関係、リスク、および共有する水課題と機会についてのサイトの理解に基づいて、信頼性の高い成果重視の行動計画を定めるものである。

サイトは、AWS 規格の 5 つのアウトカムのそれぞれについてターゲットを定めることが求められる。AWS 規格の「用語集」で定義されているように、ターゲットには特定の期限付きの目標とモニタリング可能なパフォーマンスレベルが含まれる。ウォーター・スチュワードシップ計画のターゲットは同計画の戦略文書（2.1.1）に明記されるゴールを達成するために必要なパフォーマンスを規定する。

ターゲット設定

AWS 規格では、ターゲットを設定する場合、状況に基づいて設定する手法をとる。水ターゲットを状況に基づいて設定するということは、周辺流域の状況に基づいてターゲットを決めるということであり、そのようなターゲットを設定することで、ターゲットを設定する水利用者と流域内のその他の水利用者の双方にインパクトが顕著な水関連の課題に集中的に資源を割り当てることができる。このようにターゲットを設定することにより、流域内の最重要な水課題に焦点を当てることができる。ターゲットは、この他、下記のような認知された補足的な手法によって決めてもよい：

- **Science Based Targets Network（SBTN）－淡水：**地球の限界と社会的持続可能性のゴールの両方と整合できる、モニタリング可能で実行可能な一定期間内の目標を、利用可能な最善の科学に基づいて設定することができる。この場合、流域が持続的に供給または吸収できる水量と、そして水質に関するターゲットを、流域レベルのしきい値に対して設定する。
- **水のプラスの正味インパクト：**企業のリーダーシップの下で決めるターゲットであり、水利用者によるプラスの貢献が水不足のインパクトを上回ることを確保するのが狙いである。このアプローチには 3 つの柱がある：1) 回避または軽減された事業インパクト、2) 還元（補充）／回復／再生された事業フットプリント、3) 流域のモニタリング可能なアウトカム（協力と協働活動により解決した共有する水課題）

ウォーター・スチュワードシップ計画の策定

以下に、ウォーター・スチュワードシップ計画の策定（要求事項 2.3.1～2.3.5）に適用する包括的なガイダンスを示す。

優先順位とベースラインの確認
サイトは、ステップ 1 のアウトプットを使用して、流域内の優先度の高い水リスクと共有する水課題を確認する他、AWS の 5 つのアウトカムのそれぞれについてパフォーマンスのベースラインを確認すべきである。サイトは、自身が直接管理するエリア、自身がインパクトを与える可能性のあるエリア、および、協働活動を必要とするエリアを区別すべきである。

ターゲットの設定
流域における負のインパクトを最小化し、サイト内の水リスクと共有する水課題を解決するため、AWS 規格の 5 つのアウトカム領域のそれぞれについてターゲットを定めること。ターゲットは流域内の水関連のインパクト、リスク、および／または共有する水課題に応じたものであるべきであり、そして、それらに明確に関連付けられるべきである。ターゲットはパフォーマンスを改善するためのものであるが、サイトと流域の状況によってはパフォーマンスを維持することを狙いとしてもよい。例えば、サイトが全てのサイトの就労者に対して WASH への十分なアクセスを提供している場合において、流域における WASH 関連の水課題が特に特定されていない場合には、現在のパフォーマンスレベルを維持することをターゲットとすることができる。

ターゲットを設定する際は、ステップ 3 の要求事項を必ず考慮すること。本要求事項は、5 つのアウトカムのそれぞれのパフォーマンスについて、コア、ゴールドおよびプラチナレベルのしきい値を規定することを求めるものである。コアレベルの要求事項については、サイトベースの改善だけで達成可能であるが、ゴールドレベルとプラチナレベルの要求事項を満たすには、一般に、協働活動が必要であり、さらに、流域レベルのインパ

クトを実証する作業が必要である。適切かつ実行可能であれば、サイトは、ウォーター・スチュワードシップ計画の全体を通してサイトレベルと流域レベルの両方のターゲットを設定することが奨励される。

アクションとリソースの決定

ウォーター・スチュワードシップ計画には、ターゲットを達成、維持、または、それを上回る成果を得ることができるように、適切かつ十分なアクションと資源を含めるべきである。計画の各アクションについて、サイトは責任権限者を決め、そして、予算とスタッフを含め、必要なリソースを割り当てる必要がある。ウォーター・スチュワードシップ計画に協働活動が含まれる場合は、サイトおよび関係する他の組織の役割が明確に示されるべきである。アクションは、それが確実に実行されることを確保するため、最終的には業務計画、標準作業手順書、および、資本計画または保守計画に統合されるべきである。

統合計画の文書化

ウォーター・スチュワードシップ計画は、AWS の 5 つのアウトカムを中心にして構成する単一の一貫した計画とすべきであり、そして、インパクト／リスク／共有する水課題とターゲット／アクション間のトレーサビリティが確保されるべきである。同じ構造を持つ要求事項 2.3.1～2.3.5 は、5 つのアウトカムのそれぞれについて、計画に含めておくべき情報を規定している。テンプレート 5 は、ウォーター・スチュワードシップ計画文書の作成用であり、明確で使いやすいフォーマットとなっている。テンプレートの使用は任意であり、必要な情報が網羅される限り、別の形式で作成することは可能である。

毎年のモニタリング、評価、更新

ウォーター・スチュワードシップ計画には、各ターゲットのモニタリング・監視の指標を定めておくべきである。ターゲットの達成期限も文書化すべきである。ターゲットは長期的なものとすることができるが、この場合は進捗状況をモニタリングし、計画が順調に進んでいることを確認できるように、中間ターゲットとして年ごとのターゲットを設定すべきである。サイトは、ステップ 4 の規定により、自身のパフォーマンスを評価すること、および、ウォーター・スチュワードシップ計画を毎年見直し／更新することが求められている。本要求事項は、ウォーター・スチュワードシップ計画について、それが継続的に改善されること、そして、時間の経過とともに状態が変化しても適切であり続けることを確保するのが狙いである。ウォーター・スチュワードシップ計画の評価結果が出たら、それを明示すべきである。

外部参照情報

- CEO Water Mandate (2024) ‘Implementing Positive Water Impact: Technical Guidance’[44].
- Science Based Targets Network (2024) ‘Freshwater Technical Guidance V1.1’[45]:
- WWF (2021) ‘Contextual Water Targets: A Practical Guide to Setting Contextual Corporate and Site-Level Water Targets[46].

[44] https://ceowatermandate.org/resources/net-positive-water-impact-technical-guidance/
[45] https://sciencebasedtargetsnetwork.org/wp-content/uploads/2024/07/Technical-Guidance-2024-Step3-Freshwater-v1-1.pdf
[46] https://wwfint.awsassets.panda.org/downloads/wwf_contextual_water_targets_hr.pdf

2.3.1　ウォーター・スチュワードシップ計画には良好な水資源ガバナンスを実行できるように必要なターゲットを含めること。これには下記を含めること：

- **ターゲットごとのモニタリング／*モニタリング*指標**
- **ターゲットを達成、維持、または、それを上回るために必要なアクションとリソース**
- **ターゲットの達成期限と年 1 回の中間ターゲット**
- **各ターゲットと水関連のインパクト、サイトの水リスク、および／または共有する水課題とのリンク**
- **協働活動（あれば）の特定：参加組織およびサイトが果たす役割に関する説明を含む**
- **評価結果の計画への反映の有無、および反映方法（4.1）**

目的

良好な水資源ガバナンスを確保するため、明確でモニタリング可能な期限付きのターゲットが定められることを確保する。ターゲットとアクションは、サイトおよび流域内で特定されるインパクト、リスク、機会および共有する水課題を解決することに資するものであるべきである。

実施方法

良好な水資源ガバナンスは、利用者と自然環境の両方に益するため、ウォーター・スチュワードシップの原則に沿って水資源を責任ある形で共有することを保証する。多くの場合、水危機は実際にはガバナンスの危機であり、そして、脆弱な制度または一環性のない意思決定によって引き起こされる。水資源ガバナンスがリスクまたは共有する水課題として特定された場合は、サイトはその改善・解決に必要な支援と貢献を提供すべきである。

ターゲットは要求事項 1.4.1 により収集された情報に基づいて決められるべきであり、アクションは 1.6.3 で特定された機会を捉えたものであるべきである。水資源のガバナンスは状況に大きく依存するため、サイトによる貢献は戦略的で、そして、流域の状況に合わせて調整されることが重要である。ウォーター・スチュワードシップ計画の開発ガイダンスについては基準 2.3 を参照のこと。

検証手段

ウォーター・スチュワードシップ計画

例

良好な水資源ガバナンスのターゲット例：

- 水利用者団体の会合への 100%の出席率
- 共同出資による流域データ共有プラットフォームの設立
- 技術作業部会に参加して規制審査プロセスをサポートする

テンプレート

T5.ウォーター・スチュワードシップ計画

2.3.2　ウォーター・スチュワードシップ計画には持続可能な水収支に関するターゲットを含むこと。これには下記を含むこと：

- **ターゲットごとのモニタリング／*モニタリング*指標**
- **ターゲットを達成、維持、または、それを上回るために必要なアクションとリソース**
- **ターゲットの達成期限と年 1 回の中間ターゲット**
- **各ターゲットと水関連のインパクト、サイトの水リスク、および／または共有する水課題とのリンク**
- **協働活動（あれば）の特定：参加組織およびサイトが果たす役割に関する説明を含む**
- **評価結果の計画への反映の有無、および反映方法（4.1）**

目的

持続可能な水収支を確保するため、明確でモニタリング可能な期限付きのターゲットが定められることを確保する。ターゲットとアクションは、サイトおよび流域内で特定されたインパクト、リスク、機会および共有する水課題を解決することに資するものであるべきである。

実施方法

水不足（水希少性）は局地的な問題であるが、世界中で増えている問題である。水不足の問題は需要の増加、水質低下そして気候変動によってさらに悪化している。持続可能な水収支とは、流域内での継続的な水利用が自然環境や他の水利用者の水利用可能性に長期的な悪影響を及ぼさない状態である。

持続可能な水収支のターゲットとしては水利用効率の改善、取水量の削減、流域への還元（補充）などが含まれる。アクションとしては流域内でのサイトレベルの改善と協働的イニシアティブの組み合わせなどがある。ウォーター・スチュワードシップ計画の策定ガイダンスについては基準 2.3 を参照のこと。

検証手段

ウォーター・スチュワードシップ計画

例

持続可能な水収支のターゲット例：

- サイトの水利用効率を 2028 年までにベースラインから 30%改善
- サイトによる取水量を 2029 年までにベースラインから 20%削減
- 流域還元（補充）プロジェクトにより、サイトによる消費水量を 100%相殺する

テンプレート

T5.ウォーター・スチュワードシップ計画

2.3.3　ウォーター・スチュワードシップ計画には良好な水質を確保するためのターゲットを含めること。これには下記を含めること：

- **ターゲットごとのモニタリング／*モニタリング*指標**
- **ターゲットを達成、維持、または、それを上回るために必要なアクションとリソース**
- **ターゲットの達成期限と年 1 回の中間ターゲット**
- **各ターゲットと水関連のインパクト、サイトの水リスク、および／または共有する水課題とのリンク**
- **協働活動（あれば）の特定：参加組織およびサイトが果たす役割に関する説明を含む**
- **評価結果の計画への反映の有無、および反映方法（4.1）**

目的

良好な水質を確保するため、明確でモニタリング可能な期限付きのターゲットが定められることを確保する。ターゲットとアクションは、サイトおよび流域内で特定されるインパクト、リスク、機会および共有する水課題を解決することに資するものであるべきである。

実施方法

良好な水質とは、飲用、灌漑、生態系の維持など、水が本来の用途に適している場合をいう。世界的には、水質は専門家や一般市民の間で水関連の最大の関心事の一つであり、水質の改善は環境に責任のある企業にとって最優先事項の一つであると考えられている（WWF と GlobeScan、2025 年）。水質へのインパクト、リスクまたは共有する水課題が特定された場合、サイトは改善を推進する責任を負う。

ターゲットは要求事項 1.3.5、1.3.6 および 1.4.5 により収集される情報に基づいて決められるべきである。アクションとしては、インパクト、リスクまたは共有する水課題の規模と性質にもよるが、流域内でのサイトレベルの改善と協働的イニシアティブの組み合わせなどがある。場合によっては、水質、淡水生態系とその生物多様性、および WASH の各ターゲット間に重複またはシナジーがある場合がある。ウォーター・スチュワードシップ計画の策定ガイダンスについては基準 2.3 を参照のこと。

検証手段

ウォーター・スチュワードシップ計画

外部参照情報

WWF and GlobeScan (2025) ‘The Future Water Agenda: How water can lead the way for sustainability and collective action’[47]

例

良好な水質のターゲット例：

- 廃水排出許容基準の 100%遵守を維持する
- サイト流去水の化学的酸素要求量（COD）と栄養負荷を 2028 年までにベースラインから 25%削減
- 地域水域の硝酸塩の濃度を 2028 年までにベースラインから 15%削減

テンプレート

T5.ウォーター・スチュワードシップ計画

2.3.4　ウォーター・スチュワードシップ計画には健全な淡水生態系とその生物多様性のターゲットを含めること。これには下記を含めること：

- **ターゲットごとのモニタリング/*モニタリング*指標**
- **ターゲットを達成、維持、または、それを上回るために必要なアクションとリソース**
- **ターゲットの達成期限と年 1 回の中間ターゲット**
- **各ターゲットと水関連のインパクト、サイトの水リスク、および／または共有する水課題とのリンク**
- **協働活動（あれば）の特定：参加組織およびサイトが果たす役割に関する説明を含む**
- **評価結果の計画への反映の有無、および反映方法（4.1）**

目的

健全な淡水生態系とその生物多様性を確保するため、明確でモニタリング可能な期限付きのターゲットが定められることを確保する。ターゲットとアクションは、サイトおよび流域内で特定されるインパクト、リスク、機会および共有する水課題を解決することに資するものであるべきである。

実施方法

過去 50 年間にわたり、淡水の生息地と種（生物多様性）の減少は、海洋／陸上と較べても一番深刻である。そのため、水の管理者は自身のサイトとそれを含む流域の両方で、淡水生態系とその生物多様性を保護／回復するために重要な役割を果たすべきである。健全な淡水生態系は自然変動の範囲内で生態学的構造、プロセス、機能および回復力を維持することができる。

[47] https://globescan.wpenginepowered.com/wp-content/uploads/2025/03/The-Future-Water-Agenda-Report-GlobeScan-WWF-March-2025_Final-Version.pdf

ターゲットは要求事項 1.3.7 および 1.4.6 により収集された情報に基づいて決められるべきであり、そして、特定された脅威を取り除くことに資するものであるべきである。アクションとしては、淡水生態系とその生物多様性へのサイトのインパクト（これは殆どの場合、水量と水質に直接関係するものである）を軽減するためのアクション、および、それらを保護・回復するための対応策が含まれるべきである。ウォーター・スチュワードシップ計画の策定ガイダンスについては基準 2.3 を参照のこと。

検証手段

ウォーター・スチュワードシップ計画

例

健全な淡水生態系とその生物多様性のターゲット例：

- 地元河川のサイトの境界線沿いに 15 メートルの河岸緩衝地帯を設置する
- サイト内の流去水の硝酸塩濃度を 5mg/L 未満に削減する
- 流域内の劣化した湿地 10 ヘクタールを回復させる

テンプレート

T5.ウォーター・スチュワードシップ計画

2.3.5　ウォーター・スチュワードシップ計画には安全な水、衛生設備および衛生習慣に関するターゲットを含めること。これには下記を含めること：

- ***ターゲットごとのモニタリング／モニタリング*指標**
- **ターゲットを達成、維持、または、それを上回るために必要なアクションとリソース**
- **ターゲットの達成期限と年 1 回の中間ターゲット**
- **各ターゲットと水関連のインパクト、サイトの水リスク、および／または共有する水課題とのリンク**
- **協働活動（あれば）の特定：参加組織およびサイトが果たす役割に関する説明を含む**
- **評価結果の計画への反映の有無、および反映方法（4.1）**

目的

安全な水、衛生設備および衛生習慣（WASH）をすべての人に提供できるように、明確で測定可能な期限付きのターゲットが定められることを確保する。ターゲットとアクションは、サイト、流域およびバリューチェーン内で特定されるインパクト、リスク、機会および共有する水課題を解決することに資するものであるべきである。

実施方法

安全な飲料水と衛生設備へのアクセスは基本的人権であり、そして、健康、福祉、尊厳、社会正義、生計、教育機会および経済発展に重大なインパクトを及ぼすものである。WASH へのアクセスまたは WASH の妥当性が境界の内側または外側で担保されていない（リスクとなっている）場合は、非常に重要な問題として捉えられるべきである。WASH のリスクを時宜を得た方法で除去、低減または軽減することにより、サイトは事業の継続性を確保し、そして、サイトの就労者を予期しないコスト／インパクトから保護することができる。

計画は、収集した情報に基づいて決められるべきであり、そして、特定された課題を解決することに資するものであるべきである。AWS 規格を適用して WASH の課題を解決する場合、全社指向の包括的なターゲットによる対応／措置では解決が難しいということを肝に銘じておくべきである。ウォーター・スチュワードシップ計画の開発ガイダンスについては基準 2.3 を参照のこと。

検証手段

ウォーター・スチュワードシップ計画

例

安全な水、衛生設備および衛生習慣（WASH）のターゲット例：

- サイトの衛生設備として、サイトの男性就労者 45 人当たり各 2 以上のトイレと小便器、および、サイトの女性就労者 50 人当たり 4 以上のトイレを備える
- 流域内で安全に管理された飲料水サービスを利用できる人数を 3 年以内に 10%増加
- サプライヤーのサイトスタッフの WASH に関する知識、意識向上、理解の平均レベルを 25%改善

テンプレート

T5.ウォーター・スチュワードシップ計画

2.4 水リスクに対するサイトの即応性と回復力を実証する

2.4.1　サイトのインシデント対応計画を*文書化*すること。本計画は 1.6.1 によって特定される水関連リスクに関連するインシデントに対応するものであること。

目的

本要求事項は、すべての水リスクを防止できるわけではなく、従って、責任ある水管理を実施するためには準備と対応能力が不可欠であるとする認識の下に定められている。目的は、サイトのインシデント対応計画が水関連リスクに対応していることを確認することである。

実施方法

インシデント対応計画は環境／健康／安全に関わるインシデントへの対応手順と責任の概要を記述する文書である。本要求事項に従い、1.6.1 で特定される水リスク関連のインシデントへの対応計画を確実に実施すること。ここで言うインシデントには下記が含まれるが、これに限定されるものではない：

- 給水停止または故障
- 急激な水質汚染
- 廃水システムの故障または違法排出
- 洪水または豪雨
- 干ばつによる水源の利用可能性の制限または喪失

インシデント対応計画では、インシデントの種類ごとに、トリガーと早期警告の指標、即応措置、役割と責任（意思決定権限を含む）、内部／外部とのコミュニケーション要求事項、法律による通知要求事項、短期の軽減対策および回復措置の概要を示すべきである。インシデント対応計画は日付とバージョン番号付きで文書化し、サイトの管理体系に組み込むべきである。

検証手段

インシデント対応計画

2.4.2　（ゴールド要求事項）：サイトのウォーター・スチュワードシップ計画（2.3）は流域の気候傾向（1.4.7）に応じた水リスク（1.6.1）に対する回復力を構築できるように、気候変動のインパクトを考慮したものとすること。本計画には下記を含めること：

- **水関連の気候リスクに対するサイトの脆弱性に関する記述**
- **サイトの適応性に関するゴール、ターゲットおよびアクション**

目的

本要求事項は、気候変動が既存の水リスクを増幅し、新たな水リスクをもたらす可能性があるとする認識の下に規定されている。目的は、気候変動への適応要求事項をウォーター・スチュワードシップ計画に組み込むことによって回復力を構築することである。

実施方法

流域の気候傾向（1.4.7）と関連するリスク（1.6.1）に関する情報を用いて、サイトは、特定した水関連の気候リスクに対する脆弱性の程度を評価すべきである。気候脆弱性を評価するツールと方法は多種多様であり任意であるが、サイトの能力として、水関連気候リスクに曝露した時の耐力と感度（抵抗力）、および適応能力が考慮されるべきである。

ステップ 2：コミットメントと計画

気候変動への適応は、実際の、または予想される気候のインパクトに対する調整のプロセスを指す。気候変動を考慮したウォーター・スチュワードシップ計画とすることにより、気候変動のインパクトに対する回復力を構築する。本要求事項を満足させるため、ウォーター・スチュワードシップ計画には水関連の気候リスクに対するサイトの脆弱性、適応ゴール、ターゲットおよびアクションに関する記述を本文に含めるか、または、付録として添付すること。

検証手段

ウォーター・スチュワードシップ計画、および気候傾向に関わるリスクへの注意喚起

外部参照情報

- Alliance for Global Water Adaptation, CEO Water Mandate, International Water Management Institute, Pacific Institute, and World Resources Institute (2022) ‘Water Resilience Assessment Framework - Corporate Guidance’ [48].
- World Business Council for Sustainable Development (2025) ‘Adaptation Planning for Business - Navigating uncertainty to build long term resilience’ [49].

[48] https://ceowatermandate.org/resilience-assessment-framework/wp-content/uploads/sites/26/2022/11/WRAF-Corporate-Guidance.pdf
[49] https://www.wbcsd.org/resources/adaptation-planning-for-business-navigating-uncertainty-to-build-long-term-resilience/

ステップ 3： 実施

3.1 水関連の法令を遵守し、流域における水の社会的価値、文化的価値、およびレクリエーション上の価値を尊重できる管理体系を定め、実施する

3.1.1 水関連の法規制の遵守を維持するための管理体系を定め、実施し、そして、完全に遵守している旨を*文書化*すること。

目的

要求事項 1.4.2 で特定した水関連の法令要求事項への完全な適合を実証するため、要求事項 2.2.1 により開発したシステムを実施する。

実施方法

要求事項 1.4.2 および 2.2.1 により実施する作業の結果に基づいて、サイトは法令遵守を実証する文書を作成できるはずである。文書は許可証、ライセンス、内部記録、コンプライアンス宣誓書など、任意の形式で作成してよいが、完全なコンプライアンスを実証できることが不可欠の要求事項である。規制当局が既に収集している文書については、それが検査員によるアクセスが可能である場合には、サイトは必要に応じてそれを参照することができる。コンプライアンス違反は、要求事項 5.3.2 に示すように、関係政府および規制当局に直ちに通知されるべきである。

検証手段

- 許可証、ライセンスおよびその他関連の許可証書類
- トレーサブルな内部記録とコンプライアンス宣誓書類
- 監督官庁による検査の結果

3.1.2　流域内の水の社会的価値、文化的価値およびレクリエーション上の価値（1.4.3）に対する負のインパクト（1.5.1）をすべて軽減すること。インパクトの軽減対策を*文書化*すること。

目的

流域内の水の社会的価値、文化的価値およびレクリエーション上の価値へのインパクトを回避、軽減または是正するためのアクションをとる。

実施方法

本要求事項によって流域レベルの問題がすべて解決されるとは考えていない。本要求事項は、サイトがそれらのインパクトを認識して、そして、それらを軽減・予防するための合理的で適切な措置を講じることをサイトに対して要求するものである。サイトによるインパクトとしては、リソース（社会的、文化的またはレクリエーション的目的のリソース）へのアクセスがサイトによって制限されること、あるいは、紛争、排除、福祉への危害、文化的／社会的に重要な水関連地域の劣化などの状況がサイトの行為によって発生することなどが含まれる
水の価値として、いずれの社会的、文化的またはレクリエーション的価値がサイトのアクションによってインパクトを受ける可能性があるのかを明らかにして（1.4.3 参照）、そして、それらのインパクトのうちのどれが重大で、そして、どのインパクトに対してサイトが軽減責任を負うのかを明らかにした後、サイトはその軽減対策を文書化すべきである。これには下記が含まれる：

- **回避：**例えば、文化的に重要な水、あるいは、レクリエーション上重要な水利用を妨げることを防止するため、事業活動、排出地点、または、アクションのタイミングを変更する
- **削減：**水質改善、取水制限、アクセス制限など
- **回復：**インパクトを受けた水域やアクセスポイントを回復するなど

インパクトを受けるステークホルダーや先住民族との協定、プロトコル、コミュニケーションプロセスなど、参画ベースの措置は軽減の取り組みとして検討されるべきである。軽減対策は慣行水利権を尊重したものでなければならず、さらに、関連するガバナンスが存在している場合には、それに沿ったものとすべきである。

検証手段

インパクト軽減対策の記録

例

サイトが処理排水を排出している常年河川の下流部は、非公式なレクリエーション目的のために地域コミュニティによって利用されている他、儀式的な目的にも重要である。高生産期の水質悪化は、法律による排出制限を満足している場合であっても、レクリエーション上の利用が減少し、地域コミュニティによる懸念が高まる可能性がある。本インパクトは、ステークホルダーからの度重なるフィードバックと風評リスクのため、重要であると評価された。サイトの責任であることを確認後、サイトは以下のアクションを実行する。

- 生産スケジュールを調整して、排出量のピークが週末あるいは文化的イベントの期間と重ならないようにする。
- 排出前の内部固形物の除去を強化し、ピーク濁度を下げる。
- 高流量時の運転管理を強化する。

- 排出のタイミングと改善に関する情報を共有するため、コミュニティの代表との定期的なコミュニケーションのチャンネルを作る（1.2.2 参照）。緊急時の排出や保守整備作業を通知するためのシンプルな連絡システムをコミュニティと共同で運用する。

3.2 サイトのウォーター・スチュワードシップ計画を実施し、良好な水資源ガバナンスのターゲットを達成する

3.2.1 サイトは流域の水資源ガバナンスに関わるイニシアティブに参加すること（1.4.1）。参加を *モニタリング*し、*文書化*すること。

目的

サイトは、要求事項 1.4.1 で特定したイニシアティブに参加して、流域の水資源ガバナンスを遵守していることを実証すること。

実施方法

要求事項 1.4.1 の要求による作業により、サイトは、流域の水資源ガバナンスに関わるイニシアティブ、ゴールおよび参加機会について十分に理解できているはずである。参加機会は、水利用者団体、流域委員会または自治体の水フォーラムのメンバーになることや、公式の会合や合同討論会に参加することなどによって得られる。サイトは、それらのイニシアティブに参加し、他のステークホルダーとのつながりを醸成し、ベストプラクティスを共有し、そして、そこでの学習成果をウォーター・スチュワードシップに反映すること。

サイトは、流域の水資源ガバナンスにどのように参加しているかをウォーター・スチュワードシップ計画のターゲットに絡めて説明し、それを文書化すべきである。参加すべきイニシアティブがない場合は、サイトは、関係当局またはステークホルダーグループを参画させるべく努力し、その努力を行っていることを実証すべきである。サイトは、ガバナンスの新たな（コアレベルの）プラットフォームを作ることは要しないが、可能な限り参加し、参加している旨を実証すること。

検証手段

水資源ガバナンスに関わるイニシアティブへの参加の記録

外部参照情報

- OECD (2018) ‘Water Governance Indicator Framework’ [50].
- OECD (2022) ‘How to Assess Water Governance: A Methodology Based on the OECD Principles on Water Governance’ [51].

[50] https://www.oecd.org/en/data/insights/data-explainers/2024/06/oecd-water-governance-indicator-framework.html
[51] https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/topics/policy-sub-issues/water-governance/How-to-assess-water-governance.pdf

3.2.2 （ゴールド要求事項）：サイトは流域の水資源ガバナンスに関わるイニシアティブを積極的に支援すること（1.4.1）。サイトによるインプットと関与の状況を*モニタリング*し、*文書化*すること。

目的

サイトは、流域の水資源ガバナンスに関わるイニシアティブ（3.2.1）に参加するのみならず、同イニシアティブを積極的にサポートし、物的支援を提供すること。

実施方法

要求事項 3.2.1 は参加と参画を奨励するものであるが、それに対して本要求事項はガバナンスの機能、調整、透明性または実施を強化するための有形なインプット（財務／技術／組織／戦略面）を提供することをサイトに求めている。参画はローカルレベル（水利用者団体など）、地域／流域レベル（流域管理機関など）または国（または多国間）レベル（セクター調整プラットフォームなど）のいずれでも行うことができる。

サイトによる貢献は要求事項 1.4.1 の水資源ガバナンスに関わるイニシアティブに必要な資源、専門知識、影響力または調整能力を提供するという形で行うことができる。積極的サポートの例：

- 水利用者団体、流域委員会または法規制作業部会に対して技術的専門知識を提供する
- 水配分／水質／流域計画プロセスにデータを提供する、分析をサポートする
- ガバナンス研究、組織強化努力またはデータプラットフォームに共同出資する
- 水資源ガバナンスのマルチステークホルダーのフォーラム／プロセスを共同主催する
- スタッフを作業グループに出向させる、またはスタッフの労働時間を作業グループに割り当てる

ガバナンス能力の強化に資するような活動支援は有益である（流域管理計画更新のための資金援助、技術的モデリングへの資金援助、ステークホルダーへの支援など）。サイトによる支援・貢献は、直接に行う場合と、業界団体、商工会議所または産業プラットフォームを通じて行う場合のいずれも可能である。ただし、その支援・貢献は特定可能で実質的であること。

検証手段

水資源ガバナンスに関わるイニシアティブに対するサイトの積極的な支援の記録

3.2.3 （プラチナ要求事項－水資源のガバナンス）：サイトは、流域内の水資源のガバナンスを改善するため、公共政策に積極的に参画すること。サイトによる貢献は*モニタリング*し、*文書化*すること。

目的

公共政策に参画することにより、流域の水資源ガバナンスの改善に貢献する。

ステップ 5: コミュニケーション

実施方法

既存のイニシアティブへの参加の必要性を規定した要求事項 3.2.1／3.2.2 とは対照的に、本要求事項は流域の水資源ガバナンスを改善するための公共政策への参画を実証することを要求している。これには水関連の政策／規則／制度の明確性、調整、透明性、実施または有効性を改善するために地方、地域、および／または国レベルの公的機関／監督機関の政策に参画することが含まれる。

これは、商業的利益のためのロビー活動などを意図するものではなく、ガバナンスの改善に貢献することが狙いである。ここでは、サイトは、流域での持続可能で公平な水管理への貢献を説明し、文書化することが求められる。これには下記を含めることができる：

- 正式な政策協議や規制審査プロセスへの参加
- 法律案、水配分の枠組み、排出基準、施行メカニズムなどに関する技術的フィードバック
- 権限が重複している政府機関間の調整支援
- 水配分の改革や水質管理のプランニングの作業に透明性を確保して参画
- 必要に応じて地元規制当局の能力改善イニシアティブへの支援

サイトの役割は建設的で、かつ解決志向であるべきであり、そして、役割と責任の明確さを改善し、規制上の矛盾やギャップを減らし、透明性と説明責任を高め、既存の枠組みの実施を強化し、そして、ガバナンスの実行手段の実用性を改善することに資するべきである。

サイトによる貢献は、進捗状況が具体的に見えるようになるまで（ガイドラインの改訂、手順の明確化、調整メカニズムの改善などが実行されるまで）は見えない可能性があるが、その場合でも、それらの貢献はすべての段階で文書化することが求められる。

検証手段

サイトの公共政策への参画の記録

3.3 サイトのウォーター・スチュワードシップ計画を実施して、持続可能な水収支のターゲットを達成する

3.3.1　サイトは、水利用効率を 1.3.4 で設定したベースラインから改善すること。達成状況を *モニタリング* し、*定量化* すること。

目的

真水の需要増大と利用可能量が限られていることを考えると、水利用効率を地球規模で改善することが不可欠である。この点は SDG 6.4「水不足を解決し、水不足に苦しむ人口を大幅に減らすために、2030 年までに全セ

クターで水利用効率を大幅に改善して淡水の持続可能な取水と供給を可能にする」にも反映されている。本要求事項の目的は、水利用の効率化を図り、流域の共有水資源への需要を減らすことである。

実施方法

水利用の効率化とは、機能、作業または結果を達成するために使用する水の量を最小にすることである。水量は単位生産量／活動量／面積の当たりの使用水量（m^3）で測定する。一般に、水利用効率は過去 10 年で改善しており、その傾向は全セクターで続く見込みである。サイトは水利用効率を 1.3.4 で設定したベースラインから改善すべきである。効率改善のアクションとしては下記を含めることができる：

- 行動変容、運用管理、技術改善によるプロセスの最適化
- 水の再利用技術の導入
- 漏洩検知およびポンプ／配管インフラのメンテナンスへの投資

水利用の効率化のターゲットはサイトの水利用の規模と流域における水ストレスの規模に応じて設定すべきである（1.4.4）。多くのセクターでは、水利用効率に関するベンチマークとベストプラクティスを業界団体から入手可能である。サイトの水利用効率のターゲットとアクションは、製品ライン、プロセスまたは操業エリアによって異なる可能性があるが、サイトは、全体の水利用効率の総合値について正味のターゲット値を実証することができるはずである。
すでに高いレベルの水利用効率を達成している成熟したサイトでは、今後も継続的な改善が徐々に進んでいく可能性がある。生産量当たりの水使用量が一時的に増加する場合（たとえば新しいインフラの試運転やテスト、製品構成（プロダクトミックス）の変更、操業上の避けられない制約など）、サイトは、その増加の正当な理由、予想される継続期間、および実施している軽減対策を文書化すべきである。長期の改善プランは、途中で短期的な増加があった場合でも、それによって左右されることがあってはならない。

検証手段

実施した水利用効率化措置の記録
効率改善を定量的に示すモニタリングデータ

外部参照情報

- Beverage Industry Environmental Roundtable (2025) ‘Beverage Industry Water, Energy, and Emissions Benchmarking Executive Summary’ [52].
- Ecolab (2026) ‘The beverage producer’s guide to optimizing water use ratio’ [53].
- UN-Water (2021) ‘UN-Water analytical brief: Water use efficiency’ [54].

3.3.2 （ゴールド要求事項）：サイトは、総取水量を 1.3.3 で設定したベースラインから削減するか、または、流域に水を還元（補充）すること。達成状況を *モニタリング*し、*定量化*すること。

[52] https://www.bieroundtable.com/2025-water-energy-and-emissions-benchmarking-summary-bier
[53] https://www.ecolab.com/-/media/Widen/Food-Beverage/Sustainable-Beverage-ebook.pdf
[54] https://www.unwater.org/sites/default/files/app/uploads/2021/10/UN-Water-analytical-brief-Water-use-efficiency_October2021.pdf

ステップ 5: コミュニケーション

目的

世界中の多くの流域では、長期的な水利用が再生可能な流入量と安全枯渇レベルを上回っている。本要求事項の目的は、取水量および／または還元（補充）量を改善することで流域の水収支を改善することである。

実施方法

本要求事項を満足させるため、サイトは、総取水量を 1.3.3 で設定したベースラインから削減するか、または、流域に水を還元（補充）するか、または、その両方を実施すること。いずれの場合も、それらの方策（アクション）はサイトによる水利用量と流域における水ストレス（1.4.4）の規模に応じて決めるべきである。

取水量削減の方策（アクション）としては、水利用効率の改善、需要の削減、水の再利用、操業の規模や時期の変更などが含まれる。還元（補充）を行う場合は、サイトは、帯水層の涵養、湿地または氾濫原の回復、侵略的外来植物の除去、雨水の捕集や帰還流の改善など、流域の水利用の可能性を高めるアクションを実施または支援すべきである。サイトは、実施する還元（補充）措置が流域の状況に応じて適切であること確保すべきである。

サイトは、進捗状況のモニタリング方法を説明する他、方法と前提条件の説明と合わせて、措置の効果としての削減量または還元（補充）量を定量化できること。

検証手段

流域における取水量の削減および／または還元（補充）の記録
削減量または還元（補充）量を定量的に示すモニタリングデータ

外部参照情報

- Bluerisk, Valuing Nature, and CEO Water Mandate (2021) ‘Volumetric Water Benefit Accounting (VWBA): A Practical Guide to Implementing Water Replenishment Targets’ [55].
- United Nations University Institute for Water, Environment and Health (UNU-INWEH) (2026) ‘Global Water Bankruptcy: Living Beyond Our Hydrological Means in the Post-Crisis Era’ [56].

3.3.3 （プラチナ要求事項 – 水収支）：サイトは、流域において、自身の総取水量と同量以上の水量を還元（補充）すること。達成状況を *モニタリング*し、*定量化*すること。

目的

AWS 規格は、持続可能な水収支を確保するため、最高レベルのパフォーマンスを要求する。サイトは、流域での取水量と同量以上の水を還元（補充）しなければならない。

[55] https://ceowatermandate.org/wp-content/uploads/2021/01/VWBA_Guidebook_F_Web.pdf
[56] https://collections.unu.edu/eserv/UNU:10445/Global_Water_Bankruptcy_Report__2026_.pdf

ステップ 5: コミュニケーション

実施方法

本要求事項は 3.3.1 および 3.3.2 に基づくものであり、持続可能な水収支を達成するためのサイトに対する最大／最終の要求事項である。持続可能な水収支は、水利用効率の改善、取水量削減または流域還元（補充）、または、それらの組み合わせによって達成することができる。まず、サイトは 1.3.3 で収集した情報に基づいて総取水量のベースラインを定めるべきである。

サイトは、還元（補充）量の定量化方法として体積水便益会計（VWBA）などの公に認められている方法を選び、さらに、作業範囲と前提条件を文書化すべきである。還元（補充）による方法は水文学的に適切で、そして、帯水層の涵養、湿地／氾濫原の回復、侵略的外来植物の除去、雨水の捕集／浸透、自治体設備の漏洩削減（供給量増加）、帰還流の改善など、流域のニーズに沿ったものでなければならない。通常、サイトは、単一の方策に依存するのではなく、複数の方策（プロジェクト）を組み合わせて実施すべきである。

協働活動により本要求事項を達成する場合は、サイトの役割を規定し、文書化すべきである。複数の組織が関わる場合は、還元（補充）量の分担を正確に決めることが重要である。サイトの役割としては下記を含めることができる：

- 流域還元（補充）合同会議／技術作業部会の招集または調整
- プロジェクトへの共同出資と公的資金／寄付金の活用
- 共有水会計に必要な水文学的データ、取水データまたはモニタリングデータの提供
- 他者が採用しているツールまたは方法の試験導入
- ガバナンスのフレームワークと実施能力への支援

サイトは、実施した方策と還元（補充）便益についての包括的な記録を保持する他、毎年の総還元（補充）量と総取水量の比較記録を残すべきである。

検証手段

実施した還元（補充）措置およびそれによって得られた便益の記録
総取水量と総還元（補充）量のモニタリングデータ

外部参照情報

- CEO Water Mandate (2024) ‘Implementing Net Positive Water Impact: Technical Guidance’[57].
- World Resources Institute, LimnoTech, Bluerisk, Bonneville Environmental Foundation (2025) ‘Volumetric Water Benefit Accounting 2.0:Guidance for implementing, evaluating, and claiming volumetric water benefits of water stewardship projects’[58].

[57] https://ceowatermandate.org/wp-content/uploads/2024/09/NPWI_TechGuidance_F.pdf
[58] https://www.wri.org/research/volumetric-water-benefit-accounting-2-0

3.4 サイトのウォーター・スチュワードシップ計画を実施して、良好な水質に関するターゲットを達成する

3.4.1 サイトの水質パラメータはすべて法律要求事項を満足できること。達成状況を *モニタリング*し、*定量化* すること。

目的

良好な水質状態は公衆と生態系の健全性を維持し、経済発展を支えるために不可欠である。本要求事項の目的は、サイトの水質が法律の基準を満足できることを実証することである。

実施方法

まず、1.4.2 により水質要求事項としての適用法規を明らかにする。これには排出許可、必要なパラメータ、しきい値（濃度、pH 範囲、温度など）および報告義務に関する法律要求事項を含む。1.3.5 による水質モニタリングの結果は法律要求事項に照らして定期的にレビューし、すべてのパラメータがしきい値の範囲内であることを実証する。サイトが一貫して法律要求事項を遵守している場合は、運転と処理の管理が適切に行われていて遵守状態が継続していることを実証すべきである。

超過、不遵守または改善箇所が見つかった場合は、サイトは原因分析を実施し、是正措置と予防措置を実施し、そして問題と措置方法の両方を文書化すべきである。本要求事項を満足させるためのアクションとしては排出水捕集／処理の改善、サイトによるインプットとプロセスの調整、自然景観／農業景観の改善などが含まれる。サイトはさらに、要求事項 3.4.2 と 3.4.3 のゴールド要求事項とプラチナ要求事項により流域の汚染を軽減し、水質を改善するため、法律を超える基準を満足させることが奨励される。

検証手段

サイトの水質モニタリングデータ
法令遵守とサイトレベルの改善の記録

3.4.2 （ゴールド要求事項）：サイトは排出水中の汚濁負荷量を 1.3.5 で設定したベースラインから削減すること。達成状況を *モニタリング*し、*定量化*すること。

目的

サイトは、法律を超える水質基準を満足させ、排出水中の汚濁負荷量を有意なレベルまで減少させて水質改善を実証すること。

実施方法

本要求事項は、サイトの操業に直接起因する水質インパクトの内、特に排出水中の汚濁負荷量に焦点を当てている。ここで負荷とは栄養素などの汚染物質が受水域に流入する量であり、単位時間当たりの質量（kg P／日

など）で表される量である。汚濁負荷量を削減する時は、サイトからの排出水またはその他の排出物中の汚染物質の量と濃度を減らすことによる。

汚濁負荷量を削減する場合、処理の強化、発生源の削減、廃水流の分離、水の再利用、雨水管理の改善などの措置が有効である。農業用地の場合は、化学肥料や農薬の使用量を減らすこと、土壌浸食を防止するために農業排水の遮蔽設備を設置すること、生態学的農業モデルを推進すること、化学物質の流出や溶脱のリスクを軽減するために植生緩衝地帯を設置することなども有効である。削減方法によらず、サイトは、汚濁負荷量について、1.3.5 のベースラインから有意な量を削減できることを実証すべきである。

AWS 規格では、「排出」はサイトの境界線を越えて地表水、地下水または第三者に水が移動することを指すが、緑地の灌漑は水の「消費」と見なされる。したがって、ゼロ液体排出（ZLD）に該当するかどうかについては、サイト内の処理済の廃水（涵養ピット、浸透井戸、蒸発池、雨水オーバーフローなど）が地下水経路を含め、サイトの境界を越えて移動する可能性があるかどうかを慎重に評価した上で見極める必要がある。地下水への移動を含め、サイトの境界を越える流出がないことを実証できる場合に限り、サイトの外に出る汚濁負荷は実質ゼロであると主張することができる。

検証手段

サイトレベルでの水質改善の記録
排出水中汚濁負荷量の総削減量のモニタリングデータ

外部参照情報

- World Resources Institute (2025) 'Water Quality Benefit Accounting: Guidance for implementing, evaluating, and claiming water quality benefits of water stewardship projects'[59].

[59] https://www.wri.org/research/water-quality-benefit-accounting

3.4.3 （プラチナ要求事項 – 水質）：サイトは、流域の水質に関わる物理的、化学的または生物学的パラメータの一つ以上について、1.4.5 で設定したベースラインからの改善を図ること。達成状況を *モニタリング*し、*定量化*すること。

目的

サイトの貢献により流域の水質に有意な改善が得られることを実証する。このレベルの水質改善は、一つ以上のパラメータ（栄養素、沈殿物、塩分、BOD、大腸菌、大型無脊椎動物指数など）を大きく改善するための協働活動を促進／誘導／インパクト／維持するサイトの能力に依存する。重要なことは、単独で行動することではなく、流域規模で有意な改善をもたらすことができるリーダーシップを発揮することである。

実施方法

本要求事項の狙いは、サイトレベルでの水質改善ではなく、流域内の一つ以上の水域の水質改善である。まず、流域の水質パラメータ（1.4.5）の中から改善を図るパラメータを一つ以上選ぶ。パラメータは共有する水課題にとって重要で、科学的に測定可能で、そして、モニタリングの場所と期間が一致していなければならない。

流域レベルの水質改善は単独では達成できないことが多いため、協働活動によるアプローチが採用されるべきである（基準 3.7 参照）。協働活動による場合、関係するステークホルダーを参画させること、ベースラインデータを透明性のある形で共有すること、そして、流域の水資源ガバナンスに関わる既存のイニシアティブ（1.4.1）との整合を図ることが重要である。サイトの役割としては招集、技術的インプット、共同出資、調整、唱道、モニタリングシステムの強化などがある。

アクションとしては、状況に応じて、農業栄養管理の改善、浸食制御と水辺の回復の支援、廃水処理の改善、コンプライアンスシステムの強化、汚染原因である衛生ギャップへの対応などが含まれる。重要なことは、現実的で立証可能な、有意な改善をもたらすことができることである。

モニタリングは、ベースラインのモニタリングも含め、すべて統一した方法で実施しなければならず、そして、傾向を把握できるように適切な頻度で実施しなければならない。季節変動と年次変動を分析して、気候による改善分を除いた真の改善を見極めること。進捗状況を定量化し、ベースラインとターゲットの両方と比較すること。

最後に、サイトは達成した改善に対する貢献を明確に文書化すべきである。流域状態に対する責任は共同で負うが、プラチナ要求事項はサイトに対し、有意なプラスの変化を達成できるように貢献しなければならないとしている。

検証手段

流域の水質改善への貢献の記録
流域の水質改善を示すモニタリングデータ

3.5 ウォーター・スチュワードシップ計画を実施して、健全な淡水生態系と生物多様性のターゲットを達成する

3.5.1 で特定したサイト内の淡水生態系とその生物多様性を保護、保全または回復すること。達成状況を *モニタリング*し、*文書化*すること。

目的

1.3.7 で特定されたサイト内の淡水生態系とその生物多様性が積極的に保護、保全または回復されることを実証する。

実施方法

淡水生態系とその生物多様性を保護、保全または回復するための行動は状態に応じたものであるべきである。生態系が比較的良好な状態にある場合には、生態系を維持・最適化するため、継続的な管理と積極的な介入による保護と保全に重点を置くべきである。この場合、緩衝地帯の設置、侵略的外来種の除去、雨水管理用のインフラの整備などが有効である。

生態系が劣化している場合は、サイトはそれらを回復するための措置を講じるべきである。アクションとしては水辺林の再植林、自然の水文学の再構築、在来種を元の生息地に戻すことなどが有効である。回復措置は国内および国際的に認められたガイドラインに従い、そして、過去の同様の取り組みの事例研究から学ぶように努めるべきである。

進捗状況をモニタリングし、文書化するため、サイトは 1.3.7 と同じ指標を使用してサイト内の淡水生態系とその生物多様性の状態の変化を測定すべきである。これには写真やビデオの記録も役に立つ。淡水生態系が確認されない場合には、その旨を明確に文書化すること。この場合は、アクションは不要である。

検証手段

保護活動の記録、または淡水生態系とその生物多様性の記録
進捗状況および状態の変化を示すモニタリングデータ

外部参照情報

- Food and Agriculture Organization of the United Nations (2025) ‘Agriculture and wetlands: Maintaining and restoring wetlands for sustainable food production and ecosystem health’ [60].
- Water Resource Center, Southwestern Pennsylvania Commission (2020) ‘Stormwater Best Management Practices’ [61].

[60] https://www.ramsar.org/sites/default/files/2025-07/STRP_TR13_Eng_v2.pdf
[61] https://spcwater.org/topics/stormwater-management/stormwater-best-management-practices

Ramsar (2002) ‘Principles and Guidelines for Wetland Restoration’[62].

3.5.2 （ゴールド要求事項）サイトは、1.4.6 で特定された流域内の淡水生態系とその生物多様性を保護または保全することに貢献する他、1.5.1 で特定された負のインパクトを軽減すること。達成状況を *モニタリング*し、*文書化*すること。

目的

流域の淡水生態系とその生物多様性へのサイトのインパクトが軽減されていること、そして、サイトが保護・保全に貢献していることを実証する。

実施方法

要求事項 1.5.1 は、サイトに対し、流域の淡水生態系などについて、水関連のインパクトと依存関係を特定することを要求している。それに対して、本要求事項は、サイトに対し、特定したすべての負のインパクトを軽減することを要求している。これには、例えば、取水量の削減や汚染管理の改善など、水収支と水質を改善するためのアクションが有効である。軽減対策の例：

- 水源水域の環境流量を維持するために取水時期を変更する
- 受水域への熱移動を最小限に抑え、水生生物の溶存酸素レベルを維持するために冷却プロセスを改善する
- 精密農法により栄養過多の水流を減らし、富栄養化を軽減する

流域内の淡水生態系とその生物多様性が特定された場合は、サイトは、負のインパクトを軽減することに加えて、これらの淡水生態系と生物多様性子の保護・保全にも貢献すべきである。保護と保全は、保全と持続可能な利用・管理により、生態系を保護する戦略である。リスクや共有する水課題が特定された地域には優先的に対応すべきであるが、それとは別に保護や保全の活動機会が特定される場合もある。いずれの場合も、それらの貢献（アクション・是正措置）は、包括的／象徴的なものではなく、劣化の主要要因を排除でき、そして、保全のための具体的なアウトカムをもたらすことができる、有意義な、リスクベースのものであるべきである。

サイトは単独で活動する場合もあるが、ほとんどの場合、流域の淡水生態系と生物多様性を保護または保全する取り組みでは何がしかの協働活動が必要である。アクション・是正措置などは政府機関や自然保護団体と連携して行うことができる他、流域レベルの新規または既存のイニシアティブに参加して行うことも可能である。アクション・是正措置の例：

- 湿地や緩衝地帯などのグリーンインフラへの投資
- 侵略的水生外来種のモニタリングと除去
- 清掃やコミュニティワークショップなど、的を絞った教育・啓発活動

62 https://www.ramsar.org/sites/default/files/documents/pdf/guide/guide-restoration.pdf

サイトによる貢献は、状況に応じて、財源やその他の資源の援助、専門知識の提供、労働力の提供など、様々な形をとる。進捗状況をモニタリング・文書化するため、サイトは 1.4.6 の知見を使用して流域の淡水生態系とその生物多様性の状態の変化を測定すること。これには写真やビデオの記録も役に立つ。

検証手段

流域の淡水生態系とその生物多様性を保護または保全するアクションの記録、および、サイトへのインパクトを軽減するための措置
進捗状況および状態の変化を示すモニタリングデータ

外部参照情報

- Pacific Institute, United Nations Global Compact CEO Water Mandate, LimnoTech, The Nature Conservancy, Second Nature Ecology + Design (2026) ‘Biodiversity Benefit Accounting: Guidance for quantifying and evaluating the biodiversity benefits of water stewardship projects’[63].

3.5.3 （プラチナ要求事項－淡水生態系とその生物多様性）：サイトは、1.4.6 で特定した流域内の劣化した淡水生態系およびその生物多様性の回復に貢献すること。達成状況を *モニタリング*し、*文書化*すること。

目的

流域内の劣化した淡水生態系とその生物多様性の回復へのサイトの貢献を実証する。

実施方法

本要求事項は多くの部分が 3.5.2 と重複しているが、違っているのは、本要求事項は劣化した淡水生態系と生物多様性の回復に努めることをサイトに求めている点である。回復とは、人間のアクションによって変更された、または、劣化した生態系の回復を支援するプロセスである。回復には長期にわたる努力が必要な場合が多い。通常、生態系を自然の状態に戻すには数年、あるいは数十年かかることもある。しかし、部分的な回復によっても生物多様性と生態系を大幅に改善できる場合がある。そこで、サイトには、淡水生態系と生物多様性について、完全ではなくても有意な回復が得られることへの貢献を実証することが求められる。回復のためのアクション是正措置の例：

- 水辺の自生低木・樹木を植林する
- 河川の接続性を改善するために河川内の障壁またはダムを撤去する
- 公共／民間の土地所有者と共同で小さな湿地を回復する

3.5.2 の場合と同様、サイトによる貢献の内容は様々であるが、流域の他のステークホルダーと協力することが強く推奨される。進捗状況をモニタリング・文書化するため、サイトは、淡水生態系とその生物多様性の劣化状態について、1.4.6 の知見をベースラインとしてそこからの変化量を測定すべきである。

63 https://ceowatermandate.org/wp-content/uploads/2026/02/BioBA_Revised.pdf

ステップ 5: コミュニケーション

検証手段

流域の淡水生態系とその生物多様性の回復に向けての貢献の記録
進捗状況および状態の変化を示すモニタリングデータ

外部参照情報

- Essex and Suffolk Rivers Trust (2025) ‘The River Pant & Blackwater Restoration Plan’ [64].
- Government of Zambia (2022) ‘Restoration and Protection Plan: Magoye River Catchment 2022-2023’ [65].
- International Network of Basin Organisations (INBO) (2015) ‘The Handbook for Management and Restoration of Aquatic Ecosystems in River and Lake Basins’ [66].

3.6 ウォーター・スチュワードシップ計画を実施して、安全な飲料水、効果的な衛生設備および健康を守る衛生習慣（WASH）のターゲットを達成する

3.6.1 国内法令、または、国内法令が存在しない場合は国際的なガイドラインを満足できる WASH へのアクセスをすべてのサイトの就労者に提供すること。達成状況を *モニタリング*し、*文書化*すること。

目的

職場の WASH サービスへの設備投資により、操業コストとリスクを削減し、生産性と公衆衛生を改善する。本要求事項の目的は、国内法令、または、国内法令が存在しない場合は国際的なガイドラインを満足できる WASH 設備が現地の就業者に提供されることを実証することである。

実施方法

既に十分な WASH サービスを提供しているサイトについては、WASH 設備について文書化するだけでよい。ただし、サイトには、コンプライアンスを超えるレベルでの職場の WASH の改善においてリーダーシップを示すことが奨励される。国際労働機関の WASH@Work Self Training Handbook（下記参照）などの資料は WASH 設備、労働状態および生産性の改善方法に関する自己評価とガイダンスの実用的なツールである。

設備のギャップまたは改善点が特定された場合は、飲料水、トイレ、洗浄設備、飲食物の消費場所、シャワー設備、意識向上と教育、行動改善のための教育など、様々な面から改善を図ることにより本要求事項を満足させることができる。サイトの WASH 設備を改善するにあたっては、以下に説明するように、性別、作業スケ

64 https://www.essexsuffolkriverstrust.org/projects/blackwater-pant-restoration
65 https://www.mwds.gov.zm/wp-content/uploads/2023/11/20230314-Restoration-and-Protection-Plan-Magoye.pdf
66 https://www.inbo-news.org/documents/management-and-restoration-of-aquatic-ecosystems-in-river-and-lake-basins/

ジュールおよびインセンティブを考慮する他、その他に特別なニーズがあればそれらも考慮すべきである。アクションとそれに伴う改善は継続的にモニタリングし、文書化すべきである。

- **ジェンダー面の配慮：**アパレルや農業などの一部の分野では、女性の労働力が大きな割合を占めている。女性（および地域の少女）は WASH 設備の立地と設計仕様の両方のインパクトを受けやすいことを示す多数の根拠が挙げられている。個人の安全や性的暴行の犯罪増加などの問題は、内部ロック付きの、十分な照明を有する、プライバシーを確保できる女性専用トイレの設置の必要性を浮き彫りにしている。WASH 関連の女性の不利益から生じる問題の解決策は慎重に検討されるべきである。例えば、使い捨ての生理用品などや、その他の文化的に受け入れられている生理用品・設備が職場にない場合などは、それが生理時の女性の欠勤増加の原因となる可能性がある。基本的に、女性との共同設計になる WASH 設備／プログラムは女性のニーズを満たす可能性がかなり高いようである。
- **作業スケジュールとインセンティブ：**安全な水／衛生設備／衛生習慣へのアクセスは、意図的であるかどうかに関わらず、作業スケジュール（例：8 時間のシフトで休憩が 1 回しかない、あるいは、組み立てラインを離れることができないなど）やインセンティブ（例：生産個数または実施した作業単位で給料が支払われるので、休憩をとらずに生産量を増やそうとする）によって制限されることがあってはならない。

検証手段

設置数／場所、設計、状態、洗浄および保守に関する情報などの WASH 設備の記録
出勤率／意識向上／行動変容の記録
国内法規と国際ガイドライン

外部参照情報

- International Labour Organization (2021) ‘WASH@Work: a Self-Training Handbook’[67].

3.6.2 （ゴールド要求事項）：共有する水課題の一つとして WASH が特定された場合は、サイトは、WASH 設備を備える、あるいは、政府機関や民間団体への支援を提供するなどして流域内で WASH サービスへのアクセスが十分に確保できるように支援すること。達成状況を *モニタリング*し、*文書化*すること。

目的

サイトは、流域内のステークホルダーに対して WASH 設備への十分なアクセスを提供できるように、必要なアクションを実施すること。サイトの就労者が流域内の地域コミュニティの出身である場合は、サイトの就労者の健康と生産性の改善も事業の利益である。それらの事業利益は、地域コミュニティとの関係強化、政府／規制当局との関係強化、就学率の改善、保健制度の改善、重要な水資源の持続可能な管理、事業に対する社会的認可の強化などにより、さらに大きくすることができる。

[67] https://www.ilo.org/resource/training-material/washwork-self-training-handbook-revised

実施方法

要求事項 1.6.2 は、サイトに対し、流域内の共有する水課題を特定するように求めている。WASH の問題がある地域では、WASH に関するいかなるギャップについても、サイトは、WASH が人権と経済成長にとって重要な存在であるとの認識の下に、それを外部のコミュニティのみにインパクトを与えるものと考えるのではなく、地域の重大な水課題と捉えて対応する必要がある。WASH が共有する水課題であると判断されていない状況で、サイトがゴールドまたはプラチナ認証を求める場合は、本要求事項は適用しないでよい。

本要求事項を実施する場合、サイトは、サービスが行き届いていない流域内のコミュニティのために垣根を越えて WASH サービスを改善すべく、ウォーター・スチュワードシップ計画を実施すべきである。サイトは、アクションを単独で実施してもよいが、地元組織、政府当局、および／または NGO などと連携して実施することが推奨される。アクションとしては、WASH のインフラまたはサービスの改善、意識向上、行動変容を促すためのアクションなどが含まれる。家庭内での安全な WASH へのアクセスを改善するため、WASH チャンピオン賞など、サイトの就労者および／またはコミュニティを対象とする褒賞／インセンティブ制度を導入することができる（WASH NGO はインパクトを受けるステークホルダーによる行動を誘発するための方策を助言することができる）。解決策がどのようなものであれ、インパクトを受けるコミュニティが協議に参加することが重要であり、できれば意思決定にも関わるべきである。サイトは、他のステークホルダーが実施している既存のイニシアティブについても認識すべきである。これは、これらのイニシアティブに共同で参加／強化することにより、イニシアティブを重複して実施しないで済むようにするためである。

本要求事項を実施する場合、実施したアクションは定量的にモニタリング／文書化すること、そして、それらのアクションによってもたらされた変化は定性的かつ定量的に評価して文書化することが推奨される。この場合、報告には Joint Monitoring Programme（JMP）による飲料水／衛生設備／衛生習慣に関する WASH の定義と指標を用いるべきである。JMP と連携／整合することで、SDG 6 の達成にどのように貢献したかを報告することが可能となる。これは、サイトとその周辺の関係者にとって、評判、規制およびコミュニティのいずれの面からも大きなメリットとなる可能性がある。さらに、これにより、サイトは、ステップ 5「コミュニケーションと開示」による場合も含め、成果をより広範囲に報告することができる。

検証手段

流域での WASH 改善活動の定量的および定性的報告書
ステークホルダーによるパートナー機関およびコミュニティメンバーとのインタビュー
流域内の WASH 設備の目視検査

外部参照情報

- UN General Assembly (2010) ‘The human right to water and sanitation: resolution adopted by the General Assembly’ [68]

[68] https://digitallibrary.un.org/record/687002?ln=en&v=pdf

3.6.3 （プラチナ要求事項－WASH）：サイトは、WASH 設備を備える、あるいは、政府機関や民間団体への支援を提供するなどして、流域内で WASH サービスへのアクセスが十分に確保できるように支援すること。達成状況を *モニタリング*し、*文書化*すること。

目的

サイトは、リスクが特定された場合、バリューチェーン内のサプライヤーに対して WASH 設備への十分なアクセスを提供できるように、必要なアクションを実施すること。本要求事項を実施するサイトは、WASH4WORK の WASH 誓約を行うなど、職場の WASH サービスの改善においてリーダーシップを示すことが求められる。企業は、WASH 誓約に署名した場合、署名から 3 年以内に、管理下にあるすべての設備のすべてのサイトの就労者に対し、安全な水／衛生設備／衛生習慣への適切なアクセスを提供しなければならない。WASH 誓約に署名した企業は、サプライヤーも含めたバリューチェーンの全体で、そして、職場および／またはサイトの就労者の居住地周辺のコミュニティも含め、その中に存在するすべての WASH に対して本要求事項を適用しなければならない。

実施方法

本要求事項は 1.5.2 のゴールド要求事項を満足した上で実施すること。バリューチェーン内での間接的な水使用のインパクトと依存関係を理解した上で、サイトは一次サプライヤーと協力して職場内およびサイトの就労者の自宅内の WASH の状態を評価する。本評価作業は、WASH に関するサプライヤーの行動規範に関するアンケート調査または評価作業によることができる。WASH 構成要素を対象に含む社会的／環境的サプライヤー認証制度に参加しているサプライヤーの情報については、既に存在している可能性がある。不遵守または改善箇所が見つかった場合は、サイトはサプライヤーと共同で是正措置を開発し、実施すべきである。
要求事項 3.6.2 の場合と同様、バリューチェーン内の WASH を改善する時はサプライヤーに直接働きかけるか、あるいは、現地のパートナーを介して改善する方法のいずれも可能である。対応方法としては、設備を提供する、財政支援する、能力研修機会を提供する、職場内の WASH 設備へのサプライヤーのアクセスを改善するための褒賞・インセンティブ制度を実施するなど、様々な方法が可能である。これらのいずれの計画も、サプライヤーとサイトの就労者を含め、すべてのステークホルダーによって支持されるべきであり、そして、既存のイニシアティブと整合できるべきである。本要求事項を適用した場合、サイトは、1 以上のサプライヤーの WASH について、改善があったことを実証しなければならない。

要求事項 3.6.2 の場合と同様、実施したアクションは定量的にモニタリング／文書化すること、そして、それらのアクションによってもたらされた変化は定性的かつ定量的に評価して文書化することが推奨される。この場合、報告には Joint Monitoring Programme(JMP) による飲料水／衛生設備／衛生習慣に関する WASH の定義と指標を用いるべきである。

検証手段

サプライヤーとの共同による WASH 改善活動の定量的および定性的評価報告書
ステークホルダーによるサプライヤーへのインタビュー

外部参照情報

- World Business Council for Sustainable Development and WASH4WORK (2020) ‘WASH Pledge: Guiding principles A business commitment to WASH’[69].
- WaterAid (2025) ‘Risk screening guidance for corporate water, sanitation and hygiene’[70].

3.7 ウォーター・スチュワードシップ計画による協働活動を実施する

3.7.1 サイトのウォーター・スチュワードシップ計画（2.3）による協働活動を*実施*し、その進捗状況を*モニタリング*し、*文書化*すること。協働活動の性質とサイトの役割について、少なくとも下記の情報が含まれていること：

- **協働活動によるイニシアティブ（存在する場合）への参加**
- **水関連のデータ／情報のステークホルダーとの共有**
- **二者間連携**

目的

サイトのウォーター・スチュワードシップ計画による協働活動が実施されることを実証する。

実施方法

AWS 規格のアウトカムは、通常、一つのサイトだけでは完全には達成できない場合がある。そこで、本規格を実施するにあたって、流域でのアクションはサイトとステークホルダーを含む関係者の協働活動により実施することが重要なポイントとなる。これにはウォーター・スチュワードシップのコミュニティの全体のコンセンサスが必要である。世界のサステナビリティの専門家 350 人以上を調査したところ、ウォーター・スチュワードシップの有意なアウトカムを得るために一番効果的でインパクトのある方法は流域レベルでの協働活動であるとされている（WWF & GlobeScan、2025 年）。

AWS 規格は、ウォーター・スチュワードシップ計画におけるコア要求事項からプラチナ要求事項に至る一連の要求事項を達成するための活動方法として協働活動を規定している（2.3）。要求事項 3.7.1、3.7.2 および 3.7.3 の要求事項は、サイトに期待する参加のレベル、協働活動によるイニシアティブに対するガバナンスと管理構造の成熟度、および、協力の規模の要求事項がそれぞれ異なる。

コアレベルでの協働活動について、サイトは以下の点を実証すべきである：

- **協働活動によるイニシアティブ（存在する場合）への参加：**サイトは、1.4.1 で特定した流域の既存の協働活動によるイニシアティブに参加すべきである。参加する場合は会員資格証や覚書（MoU）などにより参加資格を正式に明示し、文書化すべきである。参加の証として、サイト名が出席者リストや議事録な

[69] https://wash4work.org/wp-content/uploads/sites/20/2021/09/WASH-pledge-guidance-principles_WBCSD.pdf
[70] https://www.wateraid.org/washmatters/resources/risk-screening-guidance-corporate-water-sanitation-hygiene

どに継続的に記載されるべきである。協働活動によるイニシアティブが存在していない場合は、その旨を文書化すべきである。

- **水関連のデータ／情報をステークホルダーと共有：**データ、情報および知識の交換はウォーター・スチュワードシップにとって重要である。サイトは、水関連のデータと情報をステークホルダーと共有すべきである。共有すべきデータにはモニタリングデータ、研究成果、予測、計画およびその他の関連情報が含まれる。サイトは、データを共有する場合のルールを定め、さらに、何のデータを何時、誰と、どのような目的で共有するかを記録しておくべきである。
- **二者間連携：**サイトは、流域内の少なくとも 1 人、理想的にはそれ以上のステークホルダーとの協力を実証すべきである。二者間連携は、共同作業計画書または共同プロジェクトの誓約書を交わして正式なものとすることができる。サイトは合意事項、アクションおよびアウトプットの記録を維持すべきである。

検証手段

協働活動の実施記録
協働活動の進捗状況のモニタリング記録

外部参照情報

- Various Organisations (2024) ‘Unpacking Collective Action in Water Stewardship: Shared Solutions for Shared Water Challenges’ [71].
- WWF and GlobeScan (2025) ‘The Future Water Agenda: How water can lead the way for sustainability and collective action’ [72].
- WWF, CEO Water Mandate, Global Water Challenge, & WaterAid (2026) ‘Defining a collective action spectrum: A brief for water stewardship practitioners’ [73].

[71] https://a4ws.org/resource/unpacking-collective-action-in-water-stewardship/
[72] https://globescan.wpenginepowered.com/wp-content/uploads/2025/03/The-Future-Water-Agenda-Report-GlobeScan-WWF-March-2025_Final-Version.pdf
[73] https://ceowatermandate.org/wp-content/uploads/2026/03/CA-Spectrum-Paper-GB0303.pdf

3.7.2　（ゴールド要求事項）：サイトのウォーター・スチュワードシップ計画（2.3）による協働活動を*実施*し、その進捗状況を*モニタリング*し、*文書化*すること。協働活動の性質とサイトの役割について、少なくとも下記の情報が含まれていること：

- **協働活動によるイニシアティブに役割を明確にして参加する**
- **ステークホルダーとの協議により、意思決定に必要な情報として水関連の利害と課題についての共通の理解を得る**
- **各セクターのグループと連携する**

目的

流域の協働活動へのサイトの参画について、成長と熟度を実証する。

実施方法

本要求事項は多くの部分が 3.7.1 と重複しているが、違っているのは、サイトに対して協働活動によるイニシアティブにハイレベルの参加を求めていること、ガバナンスと意思決定の構造に高い熟成レベルを求めていること、そして、より広範な協力関係をサイトに求めていることである。本要求事項（ゴールドレベルの協働活動）を満足させるにあたって、サイトは最低限、以下の点を実証すべきである：

- **協働活動によるイニシアティブに役割を明確にして参加する：**サイトは、協働活動によるイニシアティブに有意義な方法で貢献すべきである。具体的には、定義された行動／作業を責任をもって実行する、データ／技術的インプット／専門知識を提供する、合意したアクションの実施を支援する、資金面または物品による資源提供に貢献する、モニタリング／報告の取り組みを支援するなどである。サイトの役割は正式な文書として文書化すべきである。アウトプットの記録を維持すべきである。協働活動によるイニシアティブが存在していない場合は、サイトも協力して新たなイニシアティブを作るべきである。
- **ステークホルダーとの協議により、意思決定に必要な情報として水関連の利害と課題についての共通の理解を得る：**サイトは、協働活動のゴール／目的／優先事項に関する共通の理解と（情報ベースの）意思決定が、ステークホルダーとの協議を通してどのように得られたかを示すべきである。本要求事項は 1.2.2 のステークホルダーの参画に関する他の要求事項と一部重複している可能性がある。
- **各セクターのグループと連携する：**本要求事項で想定されている協力の規模は 3.7.1 よりも大きい。最低限、サイトは、セクター別のグループとの連携を実証すべきである。これには業界団体や商工会議所などの既存のプラットフォームを使用することや、ステークホルダーを臨機応変に招集することなどが含まれる。

検証手段

協働活動の実施記録
協働活動の進捗状況のモニタリング記録

外部参照情報

- CEO Water Mandate (2013) ‘Guide to Water-Related Collective Action’[74].
- Diageo (2025) ‘Diageo Water Collective Action Implementation Guide’[75].

3.7.3 （プラチナ要求事項）：サイトのウォーター・スチュワードシップ計画（2.3）による協働活動を*実施*し、進捗状況を*モニタリング*し、*文書化*すること。協働活動の性質とサイトの役割について、少なくとも下記の情報が含まれていること：

- **協働活動によるイニシアティブの招集又は共同招集**
- **共通目的、責任および意思決定の確立**
- **マルチセクターのグループとの連携**

目的

流域での協働活動によるイニシアティブの範囲／複雑さ／ガバナンスの成長と熟成、および、サイトの役割について実証する。

実施方法

プラチナレベルの本要求事項は 3.7.1 および 3.7.2 に基づいているが、その中でも最高レベルの協働活動の目標を示している。本要求事項を満足させるにあたって、サイトは以下の点を実証すべきである：

- **協働活動によるイニシアティブの招集又は共同招集：**サイトは、イニシアティブ（の一部の構成要素）を招集、共同招集または主導するなどして協働活動において主導的役割を果たすこと。これには会議またはワークストリームの共同招集、事務局機能／円滑化支援の提供、資源（資金／現物）の提供、技術的イニシアティブの主導、モニタリング／報告の調整、ガバナンスの制定などが含まれる。
- **共通目的、責任および意思決定の確立：**これには、共有する水課題を特定すること、共通の目的とターゲットおよび役割／責任について合意すること、共同での意思決定とインパクトのモニタリングを行うことなどが含まれる。
- **マルチセクターのグループとの連携：**イニシアティブには企業、政府、市民社会を含む様々なセクターからの複数のステークホルダーが参加すべきである。協働活動によるイニシアティブによりインパクトが実証されれば、参加するステークホルダーの数がさらに増えていくはずである。

検証手段

協働活動の実施記録
協働活動の進捗状況のモニタリング記録

外部参照情報

[74] https://ceowatermandate.org/wp-content/uploads/2019/07/Water_Guide_Collective_Action.pdf
[75] https://ceowatermandate.org/wp-content/uploads/2021/09/Diageo-Water-Collective-Action-Implementation-Guide-May-2021-ext.pdf

- CEO Water Mandate (2024) ‘Water Action Hub Guide’ [76].
- WRAP (2026) ‘Collective Action Portal for Water in Doñana-Huelva’ [77].

[76] https://ceowatermandate.org/wp-content/uploads/2024/07/Water-Action-Hub-Guide-July-2024.pdf
[77] https://storymaps.arcgis.com/stories/86c524942cbc4c03b09a78dc4bc5e96f

ステップ 4： 評価

4.1 ウォーター・スチュワードシップ計画におけるサイトのパフォーマンスを評価し、同計画のアウトカム達成に向けての貢献を実証する

4.1.1 ウォーター・スチュワードシップ計画（2.3）のすべてのターゲットに対するサイトの達成実績を年 1 回*評価*し、その結果を*文書化*すること。

目的

学習または意思決定を目的として、イニシアティブの設計、実施または結果を体系的に評価する。本要求事項の目的は、ウォーター・スチュワードシップ計画のターゲットの達成度合を把握するための年 1 回評価プロセスを実施することである。評価の結果とそこからの学習成果に基づき、ウォーター・スチュワードシップ計画の修正・更新（基準 4.3）を行う。

実施方法

本要求事項のベースとなるのはサイトのウォーター・スチュワードシップ計画（2.3）と、ステップ 3 による実施文書である。評価作業の対象はイニシアティブの実行と、そして、その効果とインパクトである。

- **実行**は、計画のアクションが予定のスケジュールと予算内で実行されたかどうかを評価する。
- **効果**は、計画の実施によるターゲットの達成の程度を評価する。場合によっては、予期しないプラスまたはマイナスの効果がもたらされることがある。
- **インパクト**は、実施の結果として流域の状態がどのように変化したかを評価する。インパクトは流域レベルのターゲットに対するパフォーマンスを評価することによって明らかになる。

ウォーター・スチュワードシップ計画のすべてのターゲットに対するサイトのパフォーマンスを評価すること。パフォーマンスの評価作業は年 1 回とするが、必要であればさらに短い間隔で実施することは可能である。評価の結果は明確に文書化されるべきである。

検証手段

年 1 回評価結果

結論の裏付けとなるパフォーマンスデータ

外部参照情報

- The Nature Conservancy and ABInBev (2021) 'Measuring and Evaluating the Impact of Corporate Watershed Projects'[78].

4.1.2 （ゴールド要求事項）：ウォーター・スチュワードシップ計画によって生じるコスト、削減額および価値創出を年 1 回評価すること。コストと削減額を定量化し、さらに、ウォーター・スチュワー ドシップ計画により創出される社会的、環境的および経済的価値を説明し、文書化すること。

目的

ウォーター・スチュワードシップ計画によって生じるコスト、削減額および価値創出を年 1 回評価する。これにより、サイトは、企業、投資家およびステークホルダーに対してウォーター・スチュワードシップのビジネスケースを明確に実証することができる。本要求事項は 1.3.9 の知見に基づいて実施しなければならない。

実施方法

サイトはウォーター・スチュワードシップ計画（2.3）の実施に関わる年間コストを定量化すべきである。例えば下記のコストは計画がなければ発生しないコストである：

- **設備投資：**インフラのアップグレード、水道メーターの追加、景観改善などのコストを含む。
- **運転・保守コスト：**水処理のための人件費、研修費、薬品のコストを含む。
- **管理コスト：**ステークホルダーの参画、保証サービス、協働活動への参加のコストを含む。

サイトはさらにウォーター・スチュワードシップ計画によって生じる金銭的節約または回避コストを定量化すべきである。これには水の購入／取水コストの削減、水の効率化または処理の最適化によるエネルギーコストの削減、回復力の改善によるダウンタイム／中断／緊急時対応コストの削減などがある。正確な定量化が難しい場合は、定量化が困難な理由を説明した上で、入手可能な証拠に基づいた推定値を示すべきである。

コストと節約の他、ウォーター・スチュワードシップ計画によって生み出されるその他の価値についても広く文書化すべきである。これらの価値については、金銭的価値への換算は不要で、その代わりに実施したアクションとの関連も含め、明確で信頼できる説明を行うこと。これには例えば下記の価値が含まれる：

- **社会的価値：**WASH の強化によるサイトの就労者の健康／安全／福祉の改善、コミュニティ／規制当局／流域パートナーとの関係強化、水の使用と配分に関する紛争の回避または信頼の改善など。
- **環境的価値：**汚濁負荷の削減、排出水の水質改善、淡水生態系の改善／保護、水資源の枯渇／ストレスの軽減など。

78 https://www.nature.org/content/dam/tnc/nature/en/documents/MeasuringandEvaluatingtheImpactofCorporateWatershedProjects_Aug2021.pdf

- **経済的価値：**事業の継続性と回復力の改善、水関連リスクへの長期的露出の軽減、評判改善、市場アクセス、投資家からの信頼の改善など。

検証手段

定量化されたコストと節約の記録、および創出価値についての定性的記述

外部参照情報

- Ceres and Bluerisk (2023) 'Development of a Company Level Cost-Benefit Analysis Framework: Assessing the Full Value of Water Stewardship Investments to Business and Society'[79].

4.1.3 （プラチナ要求事項）：流域における共有する水課題への対応を含め、サイトのこれまでのウォーター・スチュワードシップへの取り組みに対するステークホルダーによる評価作業を、毎年、協議プロセスを通じて実施し、*文書化*すること。具体的には下記を行うこと：

- **サイトは 1.2.2 に関わるすべてのステークホルダーとの協議に対する取り組みを実証する。**
- **ステークホルダーの参画を妨げる要因を考慮する。**
- **サイトのパフォーマンスについてのステークホルダーの評価（協議）の証拠を示す。**

目的

ステークホルダーはフィードバック情報の重要な供給源であり、懸念事項がより深刻なリスクとして顕在化する前にそれをサイトに警告することができる。パフォーマンスに関するステークホルダーとの協議により、協働活動と相互利益の機会を特定できる他、事業の強化に必要な見識を得ることができる。さらにステークホルダーとの信頼関係の構築にも役立つ。本プラチナ要求事項の目的は、ステークホルダーからのフィードバックを利用してパフォーマンスがより厳密かつ包括的に評価されることを実証することである。

実施方法

サイトは、ウォーター・スチュワードシップのパフォーマンスの評価作業を、内部評価（4.1.1）と整合する形で、そして、ステークホルダーの参画を得て、少なくとも年 1 回実施すべきである。このハイレベルな要求事項は、共有する水課題への取り組みについて、それがどのように認識されているかを評価する機会をサイトに対して提供するものである。協議は、共有する水課題の内でも、特に全ての関係者にとって損得が大きいものに焦点を当てるべきである。ただし、協議の対象はそれに限定されるものではない。著作権のある情報および／または取り扱いに注意を要するデータは秘密とすることが可能であるが、その場合でもサイトは、ウォーター・スチュワードシップのパフォーマンス全般について、要求事項 5.2.1 により共有した要約に整合する形でステークホルダーと協議することが求められる。

協議のプロセスは、対面形式のワークショップ、オンラインウェビナー、書面による調査やフィードバックなど、様々な形式で行うことができる。ただし、その形式にかかわらず、サイトはプロセス、および受け取ったフィードバックを文書化すべきである。1.2.2 のステークホルダー参画プロセスの場合と同様、サイトは、ス

[79] https://www.ceres.org/resources/reports/development-company-level-cost-benefit-analysis-framework

テークホルダーによる協議への参画能力および軽減対策の適用能力を妨げる要因を考慮すべきである。サイトは、1.2.2 で特定されるすべてのステークホルダーとの協議に対する取り組みを実証するように努めるべきである。ステークホルダーがフィードバックを望まないか、または、できない場合は、サイトは、ステークホルダーの参画を促す努力（書簡などによる）を行っていることを実証すべきである。

検証手段

ステークホルダーとの協議プロセスと、受け取ったフィードバックの記録

4.2 水関連のインシデントの発生状況とインパクトを評価し、サイトのインシデント対応計画と気候変動適応計画の有効性を評価する

4.2.1 サイトは水関連のインシデントについて毎年評価すること。サイトのインシデント対応計画の有効性を*評価*し、その結果を*文書化*し、さらに必要なら、評価プロセスで得た知見に基づいて当該計画を更新すること。

目的

サイトは水関連のインシデントに体系的に対応できなければならず、そして、対応能力を強化していかなければならない。

実施方法

本要求事項は、サイトに対し、インシデントの管理をオペレーションの中に組み込むことを要求している。サイトは、インシデントを単発の現象として扱うのではなく、特に気候変動と極端な気象現象が増えている状況の中で、回復力改善、再発防止および準備強化を図るため、インシデントのパターン、インパクトおよび応動の効果を評価すること。

少なくとも年 1 回、サイトは、報告期間中に発生したすべての水関連のインシデントをまとめ、レビューすべきである。これには漏洩、汚染、排出限度の超過、洪水、干ばつ被害、インフラ障害、給水遮断、および環境的／社会的／規制上のインパクトを伴うその他の現象が含まれる。サイトによって、報告期間中に水関連のインシデントが発生しないケースが起こりうる。このような場合でも、サイトはレビューを実施してインシデントの記録が完全であることを確保すべきである。

インシデント（またはインシデントのカテゴリー）ごとに、サイトは根本原因、寄与ファクターおよびインパクトを評価すべきである。インパクトとしては環境被害、操業停止、財務コスト、地域コミュニティへのインパクト、評判低下、法令改正などがある。サイトでは、各イベントを単独で評価するのではなく、傾向を調べたり、あるいは、システムとしての弱点を探すべきである。

サイトは、インシデント対応計画が実際にどの程度効果的に機能したかを評価すべきである。これには、役割と責任が明確になっているか、対応時間が適切か、コミュニケーション手順が機能しているか、ステークホルダーに適切に情報が提供されているか、是正措置が計画どおりに実施されているかなどの評価が含まれる。評価作業では、対応プロセスの強みと弱みの両方を明らかにすべきである。

ギャップまたは弱点が特定された場合は、インシデント対応計画はそれに応じて修正されるべきである。更新作業としては、エスカレーション経路の明確化、コミュニケーション手順の改善、追加教育、インフラの改善、モニタリングのトリガーの変更、サイトの気候変動適応計画との連携強化などが含まれる。変更は文書化し、関係者に伝達すべきである。

検証手段

水関連のインシデントの記録と年 1 回レビューの結果
更新後のインシデント対応計画（あれば）

4.2.2 （ゴールド要求事項）：ウォーター・スチュワードシップ計画（2.4.2）による回復力の強化に向けたサイトの取り組みについて、進捗状況と方策の有効性も含め、年 1 回*評価*すること。結果を*文書化*し、必要なら、評価プロセスで得られた知見に基づいて計画を更新すること。

目的

回復力を備えるため、気候変動への適応の取組みについて、その効果を確認し、そして、計画を更新する。

実施方法

本要求事項は 4.1.1 に追加して適用する要求事項であり、狙いはウォーター・スチュワードシップ計画による回復力構築の取組みを評価することである。ここでは計画の実行と、そして、その効果とインパクトを評価すべきである。最終的には、サイトは、それによって回復力の改善にどこまで貢献できたかを評価しなければならない。評価作業では、1.4.7 で特定した水関連の気候リスクに対するターゲットとアクションが十分であるかどうかを評価すべきである。

サイトは、何がうまく機能したか、何が期待される結果をもたらさなかったか、どこに追加措置が必要かを明らかにすべきである（4.3.1 参照）。ゴール、ターゲットおよびアクションが意図したとおりに機能していない場合は、その根本原因を検討すべきである。ギャップまたは改善機会が特定された場合は、ウォーター・スチュワードシップ計画はそれに応じて修正されるべきである。

検証手段

年 1 回評価プロセスと、回復力についての結論
ウォーター・スチュワードシップ計画の更新版

4.3 ウォーター・スチュワードシップ計画について、継続的改善のため、評価プロセスで得られた知見を反映させるべく同計画を更新する

4.3.1 サイトのウォーター・スチュワードシップの年 1 回評価（4.1.1）により、 ターゲットが達成されていない、あるいは、アクションが*実施*されていないことが判明した場合は、その結果を分析し、*文書化*すること。未達のターゲットがある場合は、それに応じてウォーター・スチュワードシップ計画を修正し、修正内容を文書化すること。

目的

サイトのウォーター・スチュワードシップ計画のターゲットについては、一部達成できないものがでる可能性を否定できない。その場合、未達の原因として、サイトによるコントロールが及ぶものとそうでないものとがある。いずれにしても、このような場合は、サイトは、計画を軌道修正して正常な状態に戻す責任がある。本要求事項の目的は、ウォーター・スチュワードシップ計画を正しく修正（4.3.2）できるように、ターゲットを達成できなかった理由、あるいは、アクションが実施されなかった理由をサイトが理解することである。

実施方法

ウォーター・スチュワードシップ計画のパフォーマンスの評価（4.1.1）により、ターゲットが達成されていない、あるいは、アクションが実施されていないことが分かった場合は、サイトはその未達または不実施の理由を分析すべきである。サイトは、このパフォーマンスギャップ（低下）の根本原因を特定するための原因分析を行うことができる。そして、この分析の結果に基づいてウォーター・スチュワードシップ計画を修正すべきである（要求事項 4.3.2）。分析の方法によらず、分析の結果および計画の修正内容は文書化すべきである。

検証手段

分析結果、およびウォーター・スチュワードシップ計画の修正

外部参照情報

- Harvard Business School Online (2024) 'Root Cause Analysis'[80]

4.3.2 サイトのウォーター・スチュワードシップ計画は評価プロセス（4.1）で得られた知見を反映するため、毎年更新すること。更新内容を*特定*し、*文書化*すること。

目的

本要求事項の目的は、サイトのウォーター・チュワードシップ計画の実施能力の評価結果（4.1）に基づいて、同計画（2.3）が最新の状態に更新され、そして、評価プロセスで得られた知見を反映して継続的に改善されていくことを確保することである。

[80] https://online.hbs.edu/blog/post/root-cause-analysis

ステップ 5: コミュニケーション

実施方法

ウォーター・スチュワードシップ計画（2.3）は少なくとも年一回更新されるべきである。更新（修正）にはアクション／ターゲット／スケジュール／リソースの修正や、新たなターゲット／アクションの追加などが含まれる。更新（修正）は、例えば下記のように評価プロセスによって得られる各種の知見を反映したものとすることができる：

- あるターゲットを達成できたので、アクションの範囲を縮小または変更できる、または、新しいターゲットを設定できる。
- あるターゲットを達成できなかったので、アクションを修正するか、または、新しいアクションを実施する必要がある。
- ステークホルダーがアクションまたはアウトカムに異議を申し立てた。
- あるアクションが想定した結果またはインパクトをもたらさなかった。
- あるアクションが想定外の、望ましくないインパクトをもたらした。
- あるアクションのコストが不相応に高いことが判明した。
- 法律が改正された。

計画は、サイトや流域の状況、関連する水のリスク、機会、共有する水課題などに変化があった場合も更新（修正）されるべきである。ステップ 1 で得られるこれらの情報はモニターし、必要に応じて更新されるべきである。

検証手段

ウォーター・スチュワードシップ計画の最新版

ステップ 5： コミュニケーションと開示

5.1 サイトのウォーター・スチュワードシップ計画をすべてのステークホルダーにコミュニケーション（通知）する

5.1.1 1.2.2 で特定されているすべてのステークホルダーに対し、すべてのターゲットと行動、および共有する水課題への対応方法を含め、ウォーター・スチュワードシップ計画（2.3）の要約をコミュニケーション（通知）すること。

目的

共有する水課題とアクションの機会について合意した後、インパクトを受けるステークホルダーの参画を維持することが重要である。本要求事項の目的は、サイトのウォーター・スチュワードシップ計画が流域のステークホルダーに知らされること、サイトがコミットしたターゲットとアクションの内容をステークホルダーが理解すること、そして、それらのターゲットとアクションによって共有する水課題がどのように解決されるかをステークホルダーが理解することを確保することである。

実施方法

サイトは、ウォーター・スチュワードシップ計画について、明確な要約を作成し、それをアクセス可能な状態に維持すべきである。本要約は、計画の技術的な詳細を完全に再現するものである必要はないが、ターゲットと主要なアクションはすべて正確に示すこと。本要約では、共有する水の課題とそれぞれの優先順位の情報を示す他、それらの課題がターゲットとアクションによっていかに解決されるかの説明を行うべきである。協働活動が計画に含まれている場合は、サイトはその中での自身の役割を明確に示すこと。さらに協働活動のパートナーを特定すべきである。要約は、計画の実施前と毎年の更新後の時点でステークホルダーにコミュニケーション（通知）すべきである。

要約は、言い換えれば、サイトが何をしようとしているのか、そして、なぜそれをするのかの説明を与えるものである。例えば、ターゲットが取水量を減らすことに関連するものである場合は、要約では、季節的な水不足や流域の水ストレスの軽減としてそれがどのように貢献するのかを説明すべきである。アクションが排出水の水質改善を狙うものである場合は、当該受水域の水質汚染問題との関連を示すべきである。

コミュニケーションの方法などはステークホルダー（1.2.2）ごとに調整されるべきである。ステークホルダーによってコミュニケーションの詳細や方法の要求事項が異なる場合があるが、その場合でも、ターゲットにつ

いては、すべてのターゲットを全員に等しく知らせるべきである。正式の書類による、コンプライアンス要求事項を満足できるブリーフィングが規制当局によって要求される場合があるが、地域コミュニティにとっては当人が参加する会議や地元の言葉による簡単な要約の方が有益な場合が多い。サイトの就労者への説明は社内会議や掲示板によることができる。サプライヤーとのコミュニケーションは調達チャンネルを使用して行うことができる。サイトは、言語、識字レベル、文化的背景など、理解を制限する可能性のある要因を考慮すべきである。目的は、単に文書を配ることではなく、計画への実質的な意識向上を確保することである。

コミュニケーションの証拠を記録すべきである。ステークホルダーが参画を拒否した場合は、サイトは、計画を伝えるために行ったコミュニケーションの努力を文書にして残すべきである。AWS 規格の下では、サイトはステークホルダーに対して参画を強制することはできないが、透明性のあるコミュニケーションに努め、その努力を実証する必要がある。

検証手段

ステークホルダーとのコミュニケーションの記録とコピー（議事録や電子メールなど）

5.1.2 （ゴールド要求事項）：ステークホルダーとの協議プロセスを通じて、ウォーター・スチュワードシップ計画（2.3）の要約（すべてのターゲットとアクションの情報を含む）についてのステークホルダーからのフィードバックを収集し、*文書化*すること。具体的には下記を行うこと：

- **サイトは 1.2.2 に関わるすべてのステークホルダーとの協議に対する取り組みを実証する。**
- **ステークホルダーの参画を妨げる要因を考慮する。**
- **サイトのウォーター・スチュワードシップ計画に関するステークホルダーとの協議の実施を裏付ける証拠を示す。**

目的

計画実施のアプローチを検証し、改善機会を見出す手段として、ウォーター・スチュワードシップ計画に関するステークホルダーからのフィードバックを収集／検討し、その取組みの努力を実証する。

実施方法

サイトはステークホルダーに対してウォーター・スチュワードシップ計画への参画を促し、さらに、同計画の詳細を最終決定する前および毎年の更新後の時点で、同計画に関するステークホルダーからのフィードバックを収集すべきである（要求事項 4.3.2 参照）。本要求事項は高度な要求事項であり、計画の実施前に必要な修正を行うことができるように外部からのフィードバックを収集することを求めるものである。協議では、要求事項 5.1.1 によって作成したウォーター・スチュワードシップ計画の要約について協議すべきである。

協議のプロセスは、対面形式のワークショップ、オンラインウェビナー、書面による調査やフィードバックなど、様々な形式で行うことができる。ただし、その形式にかかわらず、サイトはプロセス、および受け取ったフィードバックを文書化すべきである。文化的規範などにより直接的な批判やネガティブなフィードバックが控えられる傾向がある場合は、サイトは、安全な匿名による入力（秘密調査や第三者による情報収集など）を許容するような協議プロセスを導入すると共に、建設的なフィードバックが歓迎されること、そして、情報提供者に不利益が生じないことをステークホルダーに対して明確に伝えるべきである。

1.2.2 のステークホルダーの参画プロセスの場合と同様、サイトは、ステークホルダーによる協議への参画能力および軽減対策の適用能力を妨げる要因を考慮すべきである。サイトは、1.2.2 で特定されるすべてのステークホルダーとの協議に対する取り組みを実証すべきである。ステークホルダーがフィードバックを望まないか、または、できない場合は、サイトは、ステークホルダーの参画を促す努力（書簡などによる）を行っていることを実証すべきである。

検証手段

ステークホルダーとの協議プロセスと、受け取ったフィードバックの記録

5.2 ウォーター・スチュワードシップ計画の実施状況の年次要約（ターゲット達成状況と共有する水課題への対応を含む）をコミュニケーション（通知）／開示する

5.2.1 ウォーター・スチュワードシップ計画（2.3）の実施実績（ターゲットの達成状況と共有する水課題への対応を含む）の要約を毎年作成し、1.2.2 で特定されたステークホルダーにそれをコミュニケーション（通知）すること。

注：本要求事項はウォーター・スチュワードシップ計画の実施から 1 年後に適用する。

目的

要求事項 5.1.1 はサイトの計画に関するコミュニケーションの要求事項を規定しているが、それに対して本要求事項はサイトのウォーター・スチュワードシップ管理のパフォーマンスについてのステークホルダーへの説明責任の要求事項を定めている。ステークホルダーには、進捗状況がどうであったか、どのターゲットが達成されたか／達成されなかったか、そして、共有する水課題の解決に向けてサイトのアクションがどのように貢献しているかを知らせるべきである。

実施方法

サイトは、毎年、ウォーター・スチュワードシップ計画（2.3）のすべてのターゲットの達成実績を報告するための要約文書を作成すべきである。要約文書には、ターゲットごとに当初の目標値、報告年度までの達成度、および、ベースラインまたは中間ターゲットからの進捗状況を明示すべきである。ターゲットが未達の場合は、サイトはその理由を簡潔に説明し、そして、ウォーター・スチュワードシップ計画を修正すべきである（基準 4.3）。著作権のある情報および／または取り扱いに注意を要するデータは秘密とすることが可能であり、そのため、要約文書では詳細なデータは省略可能であるが、ウォーター・スチュワードシップ計画の達成実績だけは全体として漏れなく報告されるべきである。

要約文書では、さらに、共有する水課題の解決に向けての取組みについても述べるべきである。これには協働活動、パートナーシップ、ガバナンス参加、生態系回復努力、WASH イニシアティブなどの連携によるアクション含まれる。流域のアウトカムは共有するものであるから、貢献と進展が重要である。

要約文書は既存の持続可能性報告書に統合する場合と、単独の文書として作成する場合のいずれも可能である。要約文書は、1.2.2 で特定されたステークホルダーに対し、状況に応じた適切な方法でコミュニケーションすべき（見せるべき）である。コミュニケーションの効率改善のため、要約書は更新後のウォーター・スチュワードシップ計画書（4.3.2）と一緒に見せるのがよい。これにより要求事項 5.11 を満たすことができる。コミュニケーションの証拠を記録すべきである。

検証手段

ステークホルダーとのコミュニケーションの記録とコピー（議事録や電子メールなど）

5.2.2 （ゴールド要求事項）：ウォーター・スチュワードシップ計画（2.3）の実施実績（ターゲットの達成状況と共有する水課題への対応を含む）の要約を毎年作成し、*開示*すること。

注：本要求事項はウォーター・スチュワードシップ計画の実施から 1 年後に適用する。

目的

要求事項 5.2.2 の目的は、サイトのウォーター・スチュワードシップ計画の実施実績のコミュニケーション方法について、ステークホルダー限定で通知するレベル（5.2.1）から一般開示するレベルに移行することである。情報の開示は、信頼性を強化し、投資家と顧客の信頼を増し、さらに、「公共の利益のためのウォーター・スチュワードシップ計画」の原則を強化することになる。

実施方法

サイトはウォーター・スチュワードシップ計画の実施状況を毎年要約し、それを一般に開示すべきである。開示内容は 5.2.1 と整合していなければならず、そして、そこにはウォーター・スチュワードシップ計画（2.3）のすべてのターゲットの達成状況、および、共有する水課題への取組みに関する記述を含めるべきである。

情報開示とは、要約を一般に開示することを意味する。これには下記の 1 以上を含む：

- 組織のウェブサイト上でウェブページまたはダッシュボードスタイルの要約として開示する。
- 組織の年次報告書および／または持続可能性報告書に記載する。
- 「企業報告フレームワーク」の中で開示する。

フォーマットはサイトの裁量に任されるが、関係者にとって適切なものであるべきである。著作権のある情報および／または取り扱いに注意を要するデータは秘密とすることが可能であり、そのため、要約文書では詳細なデータは省略可能であるが、ウォーター・スチュワードシップ計画の達成実績だけは全体として漏れなく報告されるべきである。ターゲットはベースラインおよび中間ターゲットと比較されるべきである。ターゲットを達成できない場合は、サイトはそれについての簡単な説明を行い、さらに、ウォーター・スチュワードシップ計画についてステップ 4 の修正を行うべきである。開示する情報は、それを読んだ読者が進捗状況を理解で

きるように十分に詳細でなければならず、さらに、必要に応じて更新されて、そして、情報へのアクセスが常時可能でなければならない。プラスの結果だけを選んで報告することは認められない。

企業報告フレームワーク

より広域のウォーター・スチュワードシップのコミュニティでは、環境・社会・ガバナンス（ESG）報告フレームワークによる情報開示が企業にとってますますの優先事項となっている。水利用者、つまり、AWS 規格のユーザー（実施者）に適した報告フレームワークとして「企業の持続可能性報告指令（CSRD)」、CDP、および「自然関連の財務情報開示に関するタスクフォース（TNFD)」がある。これらの報告フレームワークについては「参照情報」の項を参照のこと。

検証手段

ウォーター・スチュワードシップ計画の実施状況の要約と、開示の記録

外部参照情報

- EFRAG (2025) ‘Draft ESRS E3 Water’ [81].
- CDP (2025) ‘Full Corporate Scoring Methodology 2025 - Water security’ [82].
- Taskforce on Nature-related Financial Disclosures (TNFD)[83].

5.3 ウォーター・スチュワードシップに関して、関係するすべてのステークホルダーとの間でオープンで透明性の高いコミュニケーションを維持する

5.3.1 ステークホルダーからのフィードバックを継続的に受領／対応するためのプロセスを*実施*し、公的に*開示*すること。具体的には下記を行うこと：

- **時間的な要求事項を含め、フィードバックへの対応手順を示すこと。**
- **すべてのステークホルダーのグループが利用可能であること。ステークホルダーの参画機会を阻害する要因を考慮すること。**

目的

サイトはオープンなコミュニケーションチャネルを維持し、これを使用してウォーター・スチュワードシップに関するステークホルダーからのフィードバックを受け取り、それに対応すること。ステークホルダーには、

[81] https://www.efrag.org/sites/default/files/media/document/2025-12/November_2025_ESRS_E3.pdf
[82] https://assets.ctfassets.net/v7uy4j80khf8/3NYx1jozh8krIIbvYOiVZ3/86e7758942c3852c616c7f2c695777ef/CDP_Full_Corporate_Scoring_Methodology_2025_-_Water_security.pdf
[83] https://tnfd.global/

ステップ 5: コミュニケーション

年次報告や協議のプロセスに加えて、質問、懸念事項、提言などを提起する場として、明確で信頼できるコミュニケーション手段を提供すべきである。

実施方法

サイトは、ウォーター・スチュワードシップに関するステークホルダーからのフィードバックを受け取り、レビューし、対応するための手順を定めておくべきである。本手順は、水関連問題のフィードバックが漏れなく行われる場合には、苦情処理の手順、またはステークホルダーの参画メカニズムの規定に含めることができる。

本フィードバック受領／対応プロセスではステークホルダーによるフィードバックの提出手順を明確に説明すべきである（電子メールアドレス、オンライン通信書式、ホットライン、直接連絡、投書箱、地域連絡事務所など）。本プロセスでは、提出物がどのように記録され、誰がそれをレビューする責任を負い、そして、どのように回答されるかを概説すべきである。問題の性質に応じて適切な回答期限が定められるべきである（例えば 7 日以内に受領通知を行う、30 日以内に実質的な回答を行うなど）。

プロセス／手順書は 1.2.1 で特定されるすべてのステークホルダーのグループが利用できるようにすべきである。そのために、複数のチャネルの提供、関連する言語への翻訳、リテラシーの制約への対応、信頼できる仲介者の利用などの要求事項を定めることができる。プロセス／手順書は公的に開示されるべきである。組織のウェブサイト、現場の掲示板、コミュニティのコミュニケーション誌、その他の関連するプラットフォームなど、いずれの方法でフィードバックする場合でも、提出方法に関する情報をステークホルダーが容易に見つけることができるようにしておくべきである。

サイトは、受け取ったフィードバックとそれに対する回答の記録を維持すべきである。定型的な問題や繰り返して起こる問題は、年 1 回評価（ステップ 4）の中でレビューし、必要ならウォーター・スチュワードシップ計画を修正して対応すべきである。

検証手段

手順書のコピーと開示の記録
ステークホルダーからのフィードバックとそれに対するサイトからの回答の記録

外部参照情報

- United Nations Human Rights Office of the High Commissioner (2011) ‘Guiding Principles on Business and Human Rights’[84].

5.3.2 サイトにおいて水関連の法令遵守違反が発生した場合は、その旨を政府機関と規制当局に直ちに通知すること。

目的

不適合時の説明責任と法令遵守を強化する。ウォーター・スチュワードシップはパフォーマンスの改善を目指すだけでなく、物事がうまくいかない時の対応（行動）について規定するものである。コンプライアンス違反

[84] https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/publications/guidingprinciplesbusinesshr_en.pdf

を直ちに通報するということは、透明性、法令遵守および優れた水資源ガバナンスを実証するということである。本要求事項は、サイトと規制当局間の信頼関係を支え、そして、エスカレーション、評判低下または長期の環境被害リスクを軽減するものである。

実施方法

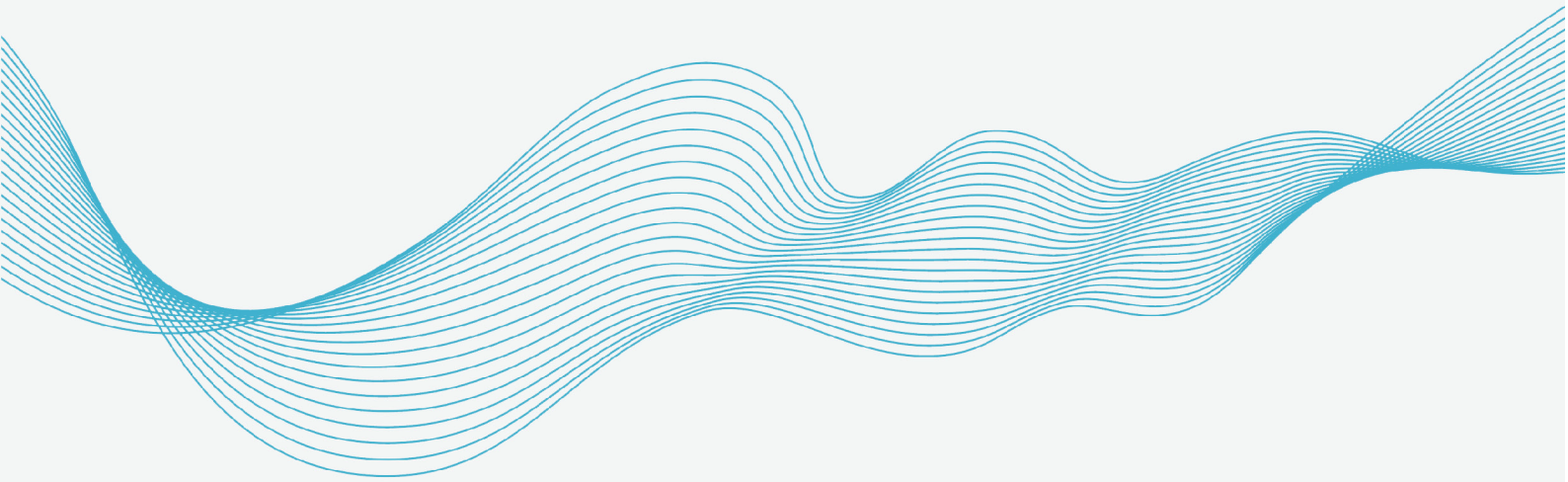
サイトは、水関連の法令遵守違反を特定・処理・報告する手順を定めるべきである。本手順は、2.2 によるサイトの法令遵守システムおよび 2.4 によるインシデント対応計画に直接リンクすべきである。

法令遵守違反には排出量の許容限度の超過、無許可での取水、報告義務の不履行、水関連の許可条件の違反などがある。違反が確認された場合には、直ちに評価し、関係規制当局に報告すべきである。「直ちに」とは、不当な遅延がなく、かつ、法的に定められた期限内に通知することをいう。

開示は、正式に、文書により、そして、トレーサビリティを確保できる方法で行うべきである。開示する情報は、違反の性質、原因（判明している場合）、是正措置および再発防止措置を当局が理解できるほどに十分に詳細であるべきである。インシデント、調査および是正措置の内部記録を維持し、それをステップ 4 の評価プロセスで参照すべきである。

検証手段

サイトの内部手順書のコピー
法令遵守違反の通報記録



Alliance for Water Stewardship (SCIO)
2 Quality Street, North Berwick,
Scotland EH39 4HW

a4ws.org
info@a4ws.org

AWS is registered as a Scottish Charitable Incorporated Organisation (SCO45894).

© 2026.Alliance for Water Stewardship. All rights reserved.